

第2次湖南市総合計画 基本構想

第4回総合計画審議会 資料2

第二次湖南市総合計画

平成28年4月

目 次

第1部 はじめに

第1章 策定の趣旨 ～なぜこの計画をつくるのでしょうか～	1
(1) 総合計画の目的	1
(2) 総合計画の構成と期間	1
(3) 策定方法	2
(4) 目標設定と施策評価	2
第2章 策定の背景 ～基本的な知識を確認しましょう～	4
(1) 湖南市の概況	3
(2) 人口特性	5
(3) 産業特性	13
(4) 社会動向	18
(5) 広域計画などの動向	21
(6) 新市建設計画	23
(7) まちづくりアンケート結果にみる市民の意向	24
第3章 まちの特性と課題 ～湖南市はどんなまち？何が課題なのでしょう？	34
(1) 安心・安全のまちづくり	34
(2) 人権を尊重したまちづくり	34
(3) 市民参加によるふるさとづくり	34
(4) 豊かな自然とともに暮らす	35
(5) 持続的発展を導く環境整備	35
(6) 利便性の高い交通ネットワークの形成	35
(7) 商業サービスの強化と充実	36
(8) 観光ネットワークの形成	36
(9) 地域での教育・福祉・健康のネットワークづくり	36
(10) 心豊かな人づくり	37
(11) 歴史文化を大切にするまちづくり	37
(12) 地域の自然エネルギーを活用するまちづくり	37

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの5つの理念	38
第2章 まちの将来像	39
(1) まちの将来像	39
(2) 人口の見通し	40
第3章 まちづくりの3つの視点	43
第4章 まちづくりの6つの目標	45
(1) みんなで共に進めるしくみをつくろう	45
(2) うるおいのあるまちをつくろう	45
(3) 活気あるまちをつくろう	45
(4) ほっとする暮らしをつくろう	46
(5) いきいきとした暮らしをつくろう	46
(6) 明日を拓くしくみをつくろう	46
第5章 人と地域とまちが輝く3つのプラン	47
第6章 みんなでつくる将来のまちの姿	51
第二次湖南市総合計画基本構想 体系	55
「基本構想」を進めるにあたって 広域連携の将来像の考え方	56

第1部 はじめに

第1章 策定の趣旨

(1) 総合計画の目的

本市では平成 18 年（2006 年）を初年度とする湖南市総合計画「2015 夢おこし・明日づくりの物語」を策定し、基本構想に掲げる将来像「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

湖南市総合計画の計画期間が平成 27 年度（2015 年度）で終了することから、あらためて市民の意向を確認するとともに様々な社会経済情勢の変化、この後期基本計画期間におけるまちづくりの進展状況を踏まえ、新たな課題に対応した施策展開を図るため、第二次湖南市総合計画を策定するものです。

(2) 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画および実施計画により構成します。

① 基本構想

基本構想は、10 年後の湖南市を展望し、まちの将来ビジョンを表すものとして基本理念と将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものとします。

② 基本計画

基本計画は、将来像を達成するための施策方針です。計画期間は総合計画の期間の前期に相当する平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 5 年間として、具体的な戦略プロジェクトと主要な施策・事業およびこれらに関する社会指標を分野別に示し、社会指標の数値目標（ベンチマーク）により達成度を点検するものとします。

また、平成 33 年度（2021 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の後期については、社会経済情勢の変化や計画事業の評価などを踏まえ、改めて策定するものとします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏づけを持って実施していくことを目的とし、3 年間の計画をローリング方式¹により毎年度策定し、施策方針を達成するための具体的な手段である事務事業の達成目標を明確に定めることなどにより、実効性の高い計画とします。

¹ ローリング方式…毎年度修正や補完など、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれるのを防ぐシステム。

(3) 策定方法

本計画は、一般公募市民などで構成する総合計画審議会が中心となって策定し、審議会について一般公開を行いました。また、中学生や16歳以上の市民を対象とした市民意識調査（まちづくりアンケート）を実施するとともに、計画案を公開したうえで市民から意見を求め、これらの結果を計画内容に反映するよう努めました。

(4) 目標設定と施策評価

将来像の実現に向けた施策の達成状況を市民に分かりやすくするため、可能な限り数値などの明確な目標を設定し、進捗状況のチェックによる施策評価を行います。

第2章 策定の背景

(1) 湖南市の概況

湖南市は滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から 100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。総面積は 70.40 km²で、地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、山林が土地全体の 51.9% を占めています。

本地域は古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。また、市内には「湖南三山」と称し、それぞれ国宝の建造物を有する常楽寺、長寿寺、善水寺のほか、由緒ある社寺が点在しているとともに、天然記念物のウツクシマツ自生地やステゴドンゾウの足跡化石が出土するなど歴史文化・自然遺産が豊富です。

名神高速道路の開通に伴い、栗東インターチェンジなどに近接する有利な立地条件を利用して県内最大の湖南工業団地が造成されました。

また、国道 1 号と国道 1 号バイパス、JR 草津線が地域を東西に横断しており、鉄道に関しては石部駅、甲西駅、三雲駅の 3 駅が設置されています。これらの交通基盤を利用して京阪神都市圏への通勤通学に利便性が高く、ベッドタウンとしての住宅地開発が進んでいます。

このように、江戸時代以前の昔から現代に至るまで、常に交通の要衝として発展し続け、さらに比較的温暖な気候や野洲川を中心に開けた平野に恵まれたこともあって、さまざまな産業と文化が育まれるとともに、豊かな居住環境が提供されてきました。



(2) 人口特性

①人口・世帯数

- 本市の人口は、平成 22 年（2010 年）時点では 54,614 人となっており、減少に転じています。最近 5 年間の増加率はマイナス 1.3% となっており、近隣都市と比較すると本市および甲賀市のみが減少傾向に入っています。
- 世帯数は、平成 22 年時点では 20,463 世帯となっており、増加傾向にあります。
- 世帯人員は一貫して減少しており、平成 22 年時点では 2.67 人/世帯となっています。

表 人口の推移

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率	人口	増加率
大津市	277,290	10.8	295,574	6.6	309,793	4.8	323,721	4.5	337,634	4.3
草津市	94,767	8.3	101,828	7.5	115,455	13.4	121,159	4.9	130,874	8.0
守山市	58,561	10.4	61,859	5.6	65,542	6.0	70,823	8.1	76,560	8.1
栗東市	45,049	7.7	48,759	8.2	54,856	12.5	59,869	9.1	63,655	6.3
野洲市	43,671	2.8	45,865	5.0	48,326	5.4	49,486	2.4	49,955	0.9
甲賀市	82,668	4.5	90,744	9.8	92,484	1.9	93,853	1.5	92,704	-1.2
湖南市	46,093	17.5	51,372	11.5	53,740	4.6	55,325	2.9	54,614	-1.3
県全体	1,222,411	5.8	1,287,005	5.3	1,342,832	4.3	1,380,361	2.8	1,410,777	2.2

資料) 国勢調査

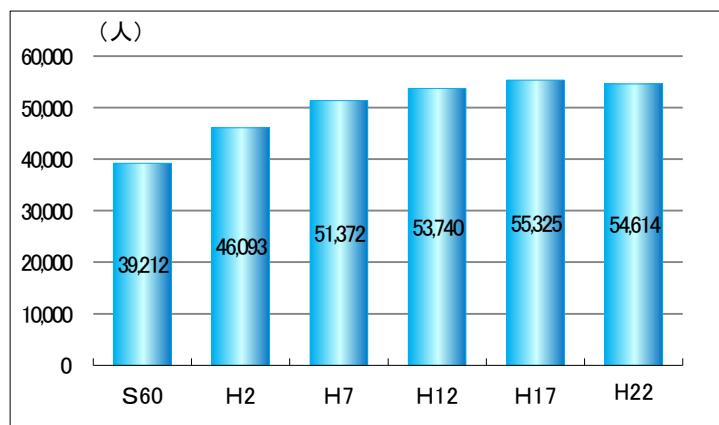


図 人口の推移 資料) 国勢調査

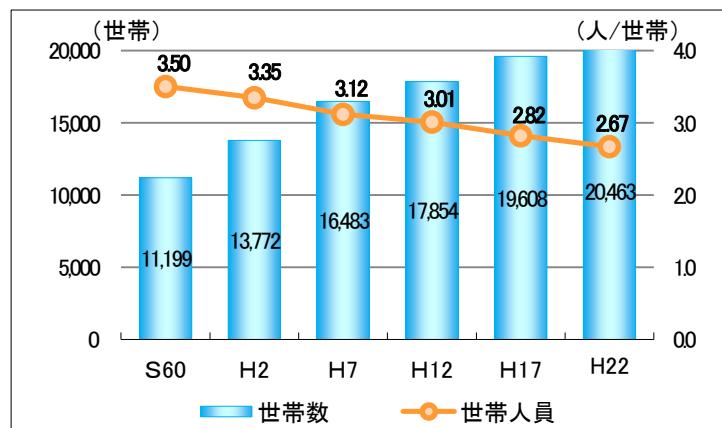


図 世帯数、世帯人員の推移 資料) 国勢調査

- ・国立社会保障人口問題研究所による推計では、湖南市的人口は今後減少傾向が続き、平成 52 年（2040 年）には、ピークであった平成 17 年（2005 年、55,325 人）から 18% 減少する見込みとなっています。

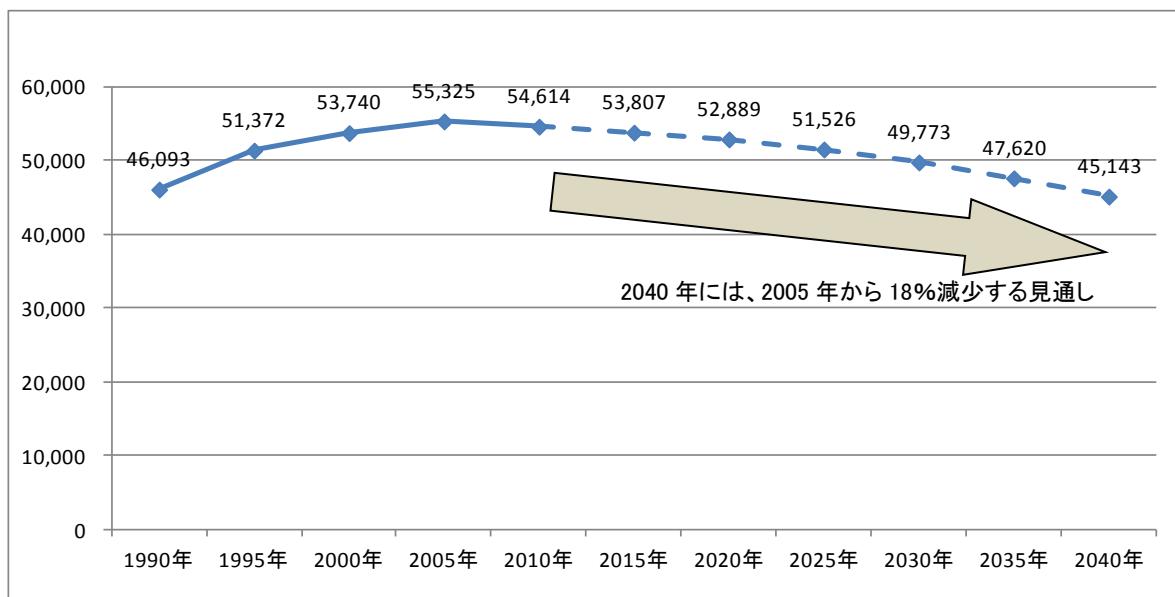


図 将来人口推計結果 資料) 国立社会保障人口問題研究所

- ・湖南市の普通出生率は、平成 14 年（2002 年）以降小さくなっています。周辺都市との比較では野洲市、大津市に次いで小さく、県全体よりも小さくなっています。
- ・平成 20～24 年の合計特殊出生率は 1.49 となっており、県全体を若干下回っています。

表 出生数・出生率の推移

	平成 9 年		平成 14 年		平成 19 年		平成 24 年		平成 20～24 年
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	合計特殊出生率
大津市	3,058	10.22	3,106	9.90	3,001	9.14	2,949	8.77	1.38
草津市	1,148	11.29	1,234	11.11	1,171	9.50	1,327	10.82	1.39
守山市	720	11.48	810	12.06	936	12.66	924	11.84	1.72
栗東市	701	14.24	927	16.55	984	15.84	892	13.73	1.99
野洲市	907	9.97	868	9.41	769	8.18	763	8.33	1.65
甲賀市	510	10.98	526	10.87	505	10.12	523	10.38	1.48
湖南市	597	11.68	638	12.48	512	9.27	475	9.01	1.49
県全体	13,708	10.59	13,938	10.39	13,343	9.57	13,236	9.49	1.54

資料) 出生数：人口動態調査

合計特殊出生率：平成 20 年～平成 24 年人口動態保健所・市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)

②年齢3区分別人口の推移

- 平成22年（2010年）の年齢3区分別人口の構成比をみると、年少人口（0～14歳）の割合は14.8%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は68.5%であり、これらは年々減少する傾向にあります。一方、老人人口（65歳以上）の割合は16.6%と増加傾向です。
- 滋賀県全体の年少人口割合は15.1%、生産年齢人口割合は64.2%、老人人口割合は20.7%であり、本市は県内では高齢化率が比較的低い地域となっています。一方、年少人口割合は県全体より0.3ポイント低く、少子化が進んでいます。

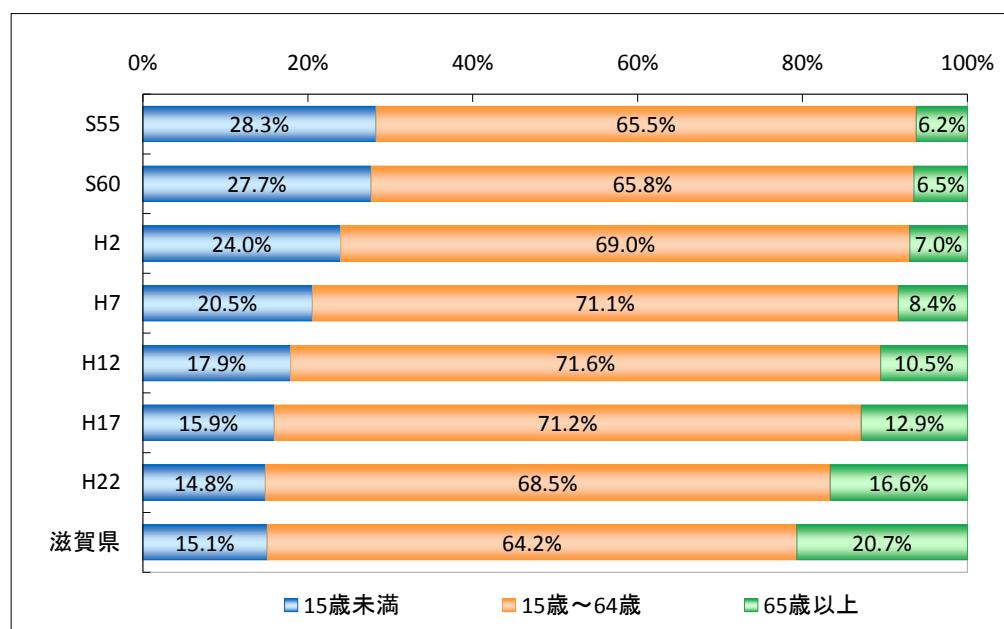


図 年齢3区分別人口割合の推移 資料) 国勢調査

③自然増減の推移

- 本市人口の自然増減の推移をみると、出生児数が死亡者数を上回っていますが、自然増の数は減少傾向にあり、平成 25 年（2013 年）には 120 人の増加となっています。

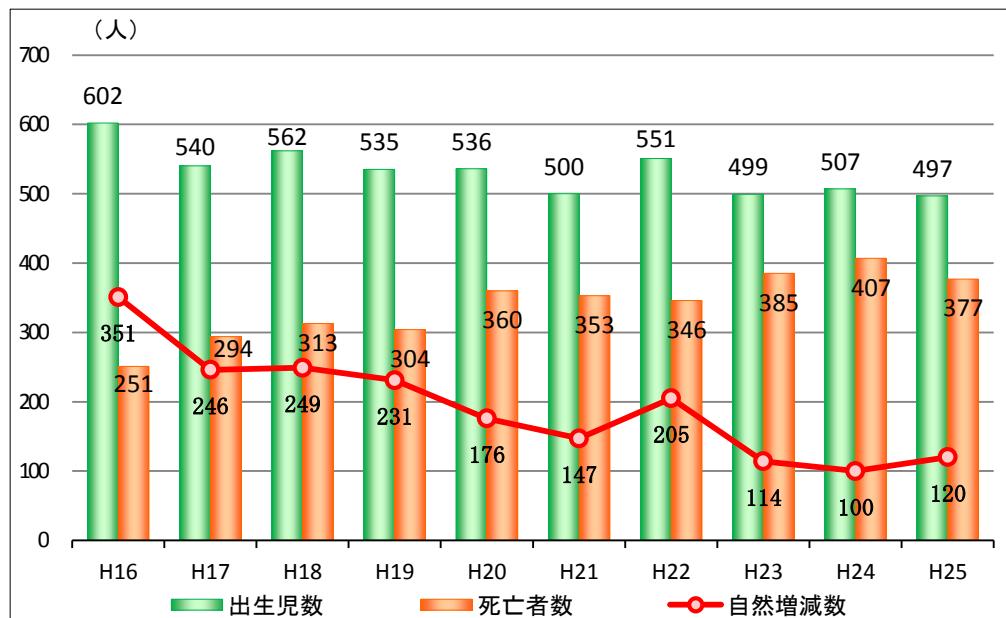


図 人口の自然増減数の推移 資料) 湖南市統計資料

④社会増減の推移

- 本市人口の社会増減の推移をみると、転出者数が転入者数を大きく上回る状態が続いていましたが、近年は減少数が小さくなり平成 25 年（2013 年）は 156 人となっています。

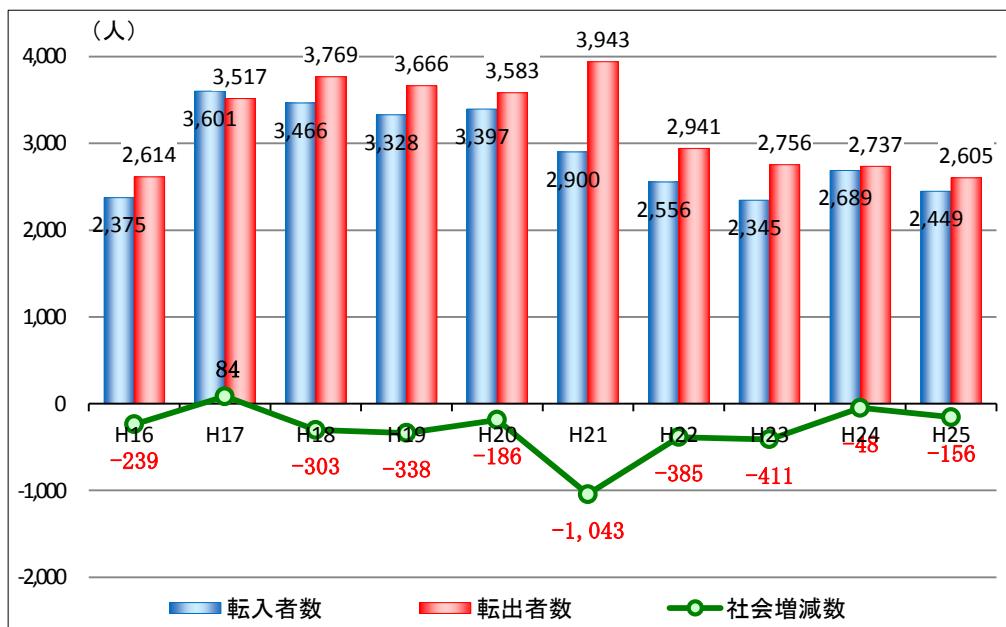


図 人口の社会増減数の推移 資料) 湖南市統計資料

⑤昼夜間人口比率

- 平成 22 年（2010 年）時点では、本市の夜間人口が昼間人口を 2,885 人上回っており、流出超過の状態にあります。
- 昼夜間人口比は、平成 24 年（2012 年）時点では 0.947 となっています。流入人口が減少傾向にあるため、平成 12 年（2000 年）以降、昼夜間人口比は減少傾向にあります。

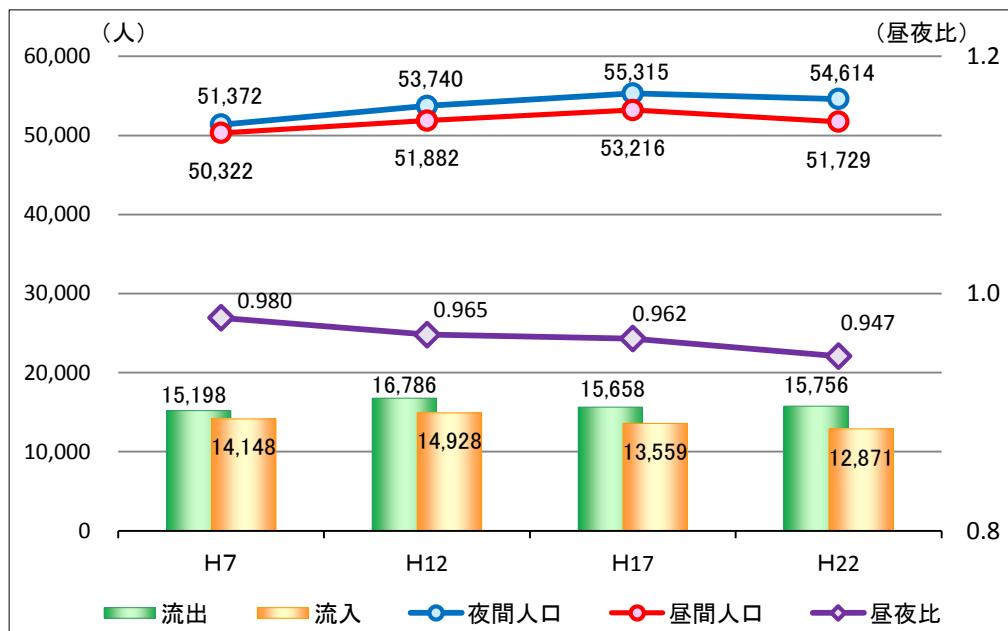


図 昼夜間人口等の推移 資料) 国勢調査

⑥流出入人口

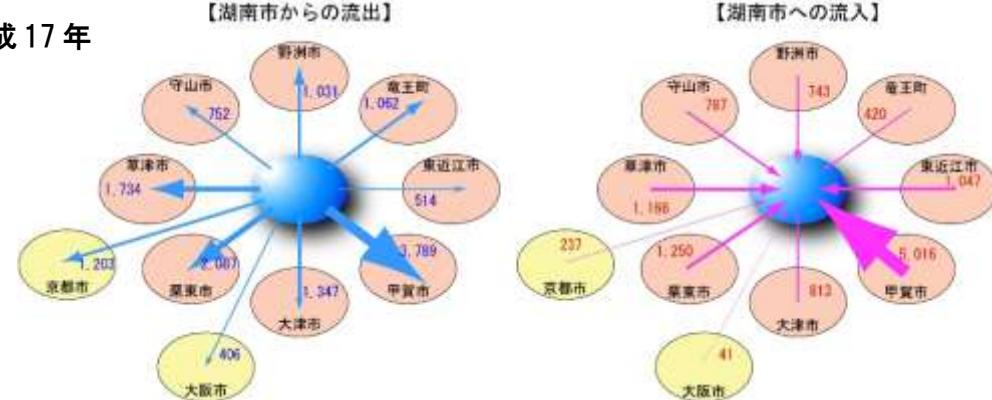
- 流出状況は、平成 22 年（2010 年）時点では 16,113 人（従業地・通学地「不詳」を含む）となり、平成 17 年（2005 年）より 559 人の増加となっています。流出先としては、隣接する甲賀市が第 1 位、栗東市が第 2 位、第 3 位が草津市となっています。
- 流入状況は、平成 22 年時点では 12,818 人となり、平成 17 年より 689 人の減少となっています。流入元の第 1 位、2 位、3 位は流出先と同様となっています。

表 流出入先上位 10 位

	流出先	流出数		流入元	流入数	
第 1 位	甲賀市	3,766		第 1 位	甲賀市	4,581
第 2 位	栗東市	1,937		第 2 位	栗東市	1,277
第 3 位	草津市	1,816		第 3 位	草津市	1,107
第 4 位	大津市	1,316		第 4 位	東近江市	987
第 5 位	竜王町	1,296		第 5 位	大津市	833
第 6 位	京都市	1,149		第 6 位	守山市	828
第 7 位	野洲市	1,134		第 7 位	野洲市	700
第 8 位	守山市	823		第 8 位	近江八幡市	698
第 9 位	東近江市	492		第 9 位	日野町	510
第 10 位	近江八幡市	405		第 10 位	竜王町	389
県内計		13,477	県内計		12,100	
県外計		2,153	県外計		718	

資料) 国勢調査 (H22)

平成 17 年



平成 22 年

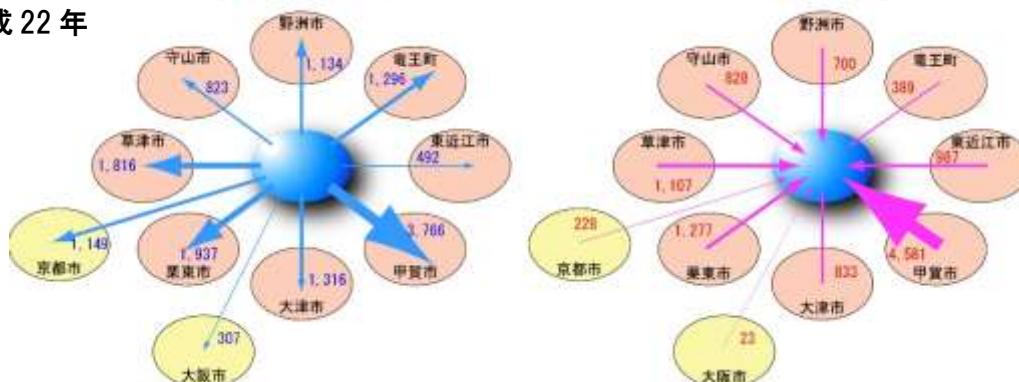


図 通勤通学状況 資料) 国勢調査

⑦産業別就業人口

- 平成 22 年（2010 年）時点では、本市では 27,859 人（分類不能の産業を含む。）が就業しており、第 1 次産業が 1.2%、第 2 次産業が 42.8%、第 3 次産業が 51.0% を占めています。平成 2 年（1990 年）時と比べると、第 1 次産業および第 2 次産業の割合が減少する一方、第 3 次産業の割合が増加しています。
- 滋賀県全体の状況と比べると、第 2 次産業の就業人口割合は比較的高い地域となっています。

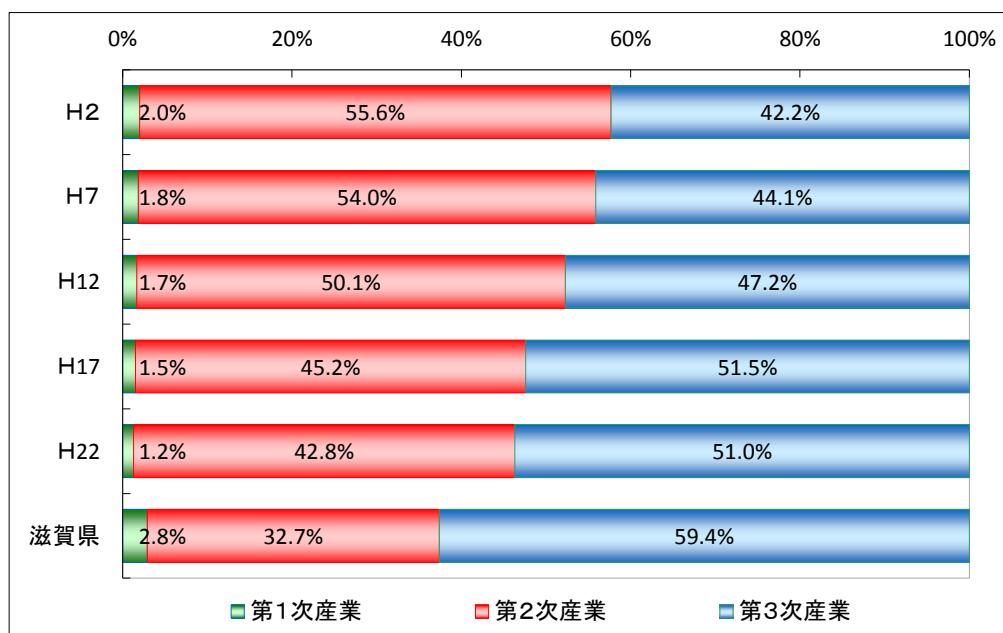


図 産業別就業人口割合の推移 資料) 国勢調査

(3) 産業特性

①農 業

- ・総農家数は平成 22 年（2010 年）時点で 579 戸となり、20 年前の半数となっています。
- ・総農家数・販売農家は減少傾向が続いている一方で、自給的農家（経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家）が全体の 3 分の 1 以上を占めるまで増加しています。
- ・農家一戸当たり経営耕作面積は 60～70a で推移しています。

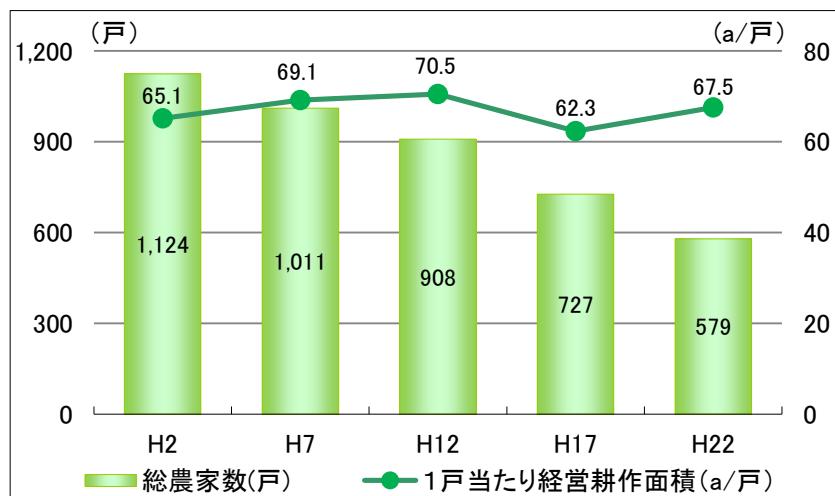


図 総農家数と農家一戸当たり経営耕作面積の推移 資料) 農林業センサス

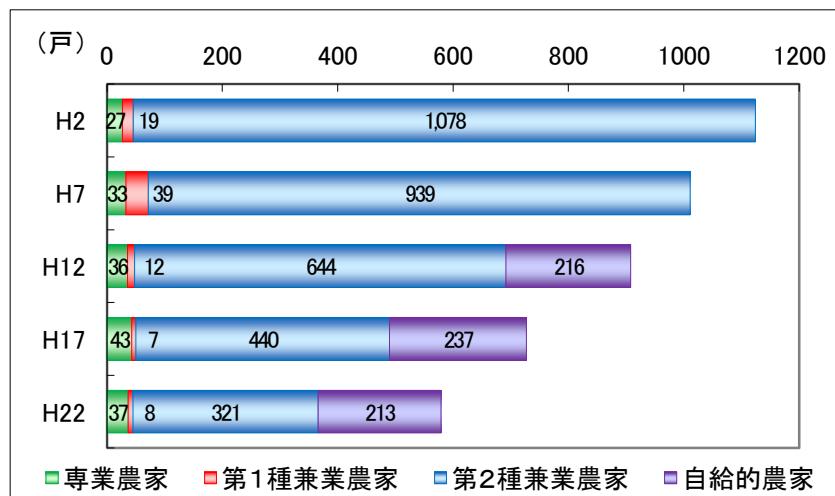


図 専業、兼業、自給的農家数の推移 資料) 農林業センサス
※H12 より総農家数=販売農家数+自給的農家数に変更

②工 業

i) 事業所数、従業者数、製造品出荷額等

- ・平成 24 年（2012 年）時点で事業所数が 189 事業所、従業者数が 10,468 人となっています。
- ・事業所数は平成 20 年（2008 年）に増加に転じたものの、その後減少傾向にあります。
- ・従業者数は平成 18 年（2006 年）に増加したものの、その後減少傾向にあります。
- ・製造品出荷額等は、平成 22 年（2010 年）時点で平成 14 年（2002 年）以降続いている増加傾向から減少に転じ、平成 12 年（2000 年）とほぼ同程度の 4,423 億円となっています。

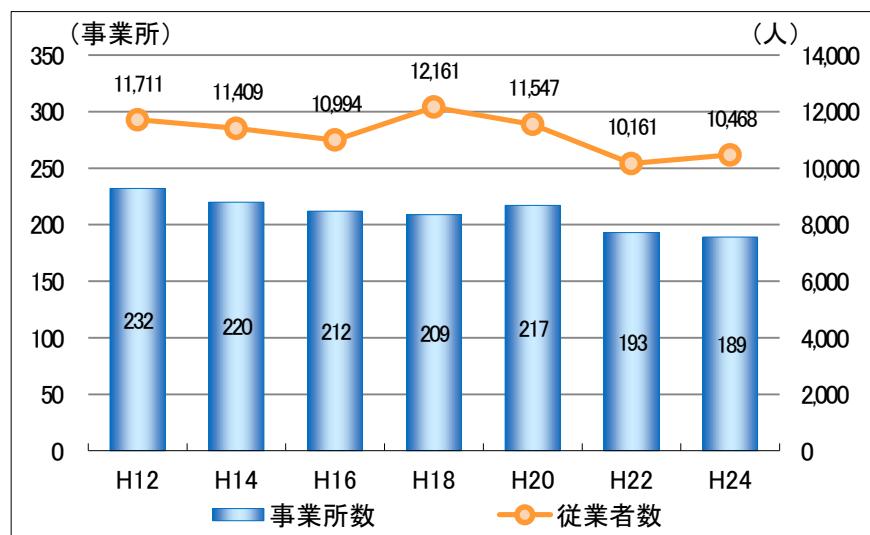


図 製造業の事業所数、従業者数の推移 資料) 工業統計調査
※平成 15 年（2003 年）以降は従業者 4 人以上の事業所のみが対象

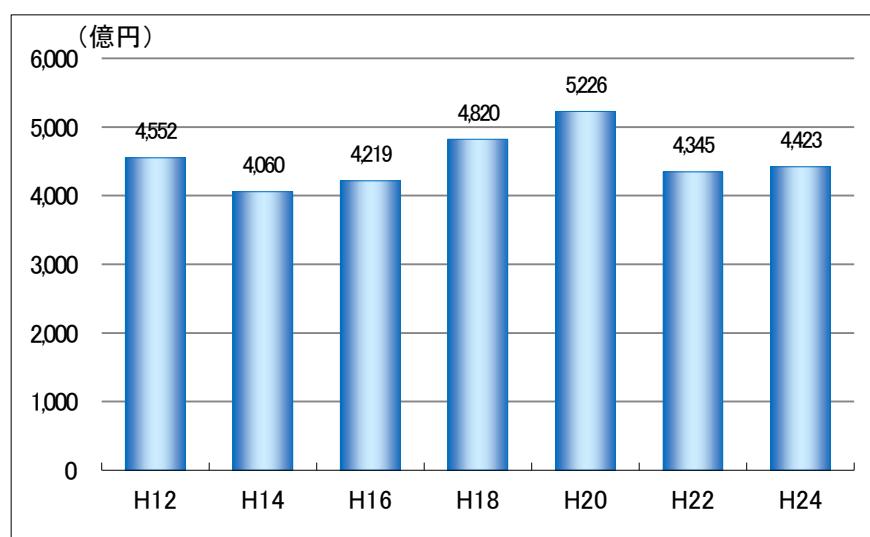


図 製造業の製造品出荷額等の推移 資料) 工業統計調査
※平成 15 年以降は従業者 4 人以上の事業所のみが対象

ii) 産業分類別のシェア

- ・産業分類別の製造品出荷額等について、平成 24 年（2012 年）時点での「はん用機械」が 14.1% で最も多く、次いで「プラスチック」（13.6%）、「輸送機械」（13.4%）となって います。
- ・平成 20 年（2008 年）から平成 24 年にかけ、「はん用機械」が大きく増加しています。

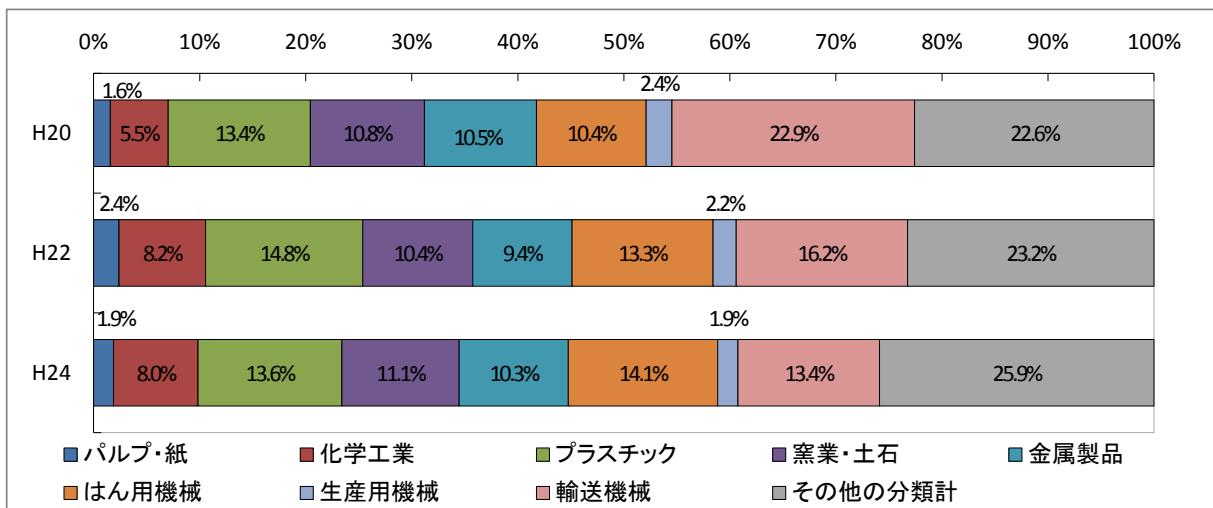


図 分類別製造品出荷額等の推移 資料) 工業統計調査
※平成 20 年より調査用産業・品目分類が改訂されている

③商 業

- ・事業所数は、平成 21 年（2009 年）に増加に転じたものの、平成 24 年（2012 年）には 321 まで大きく減少しています。
- ・従業者数も平成 21 年に増加に転じたものの、平成 24 年には 2,430 人まで大きく減少しています。
- ・年間販売額は平成 16 年（2004 年）から減少傾向が続いており、平成 24 年時点では 541.9 億円となっています。

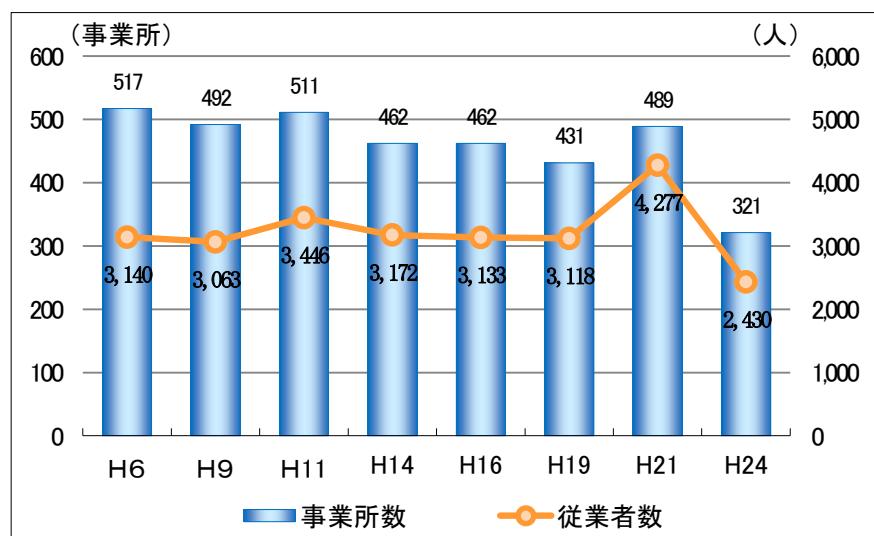


図 卸売業・小売業の事業所数、従業者数の推移

資料) 商業統計調査、H21 年経済センサス基礎調査、H24 年経済センサス活動調査

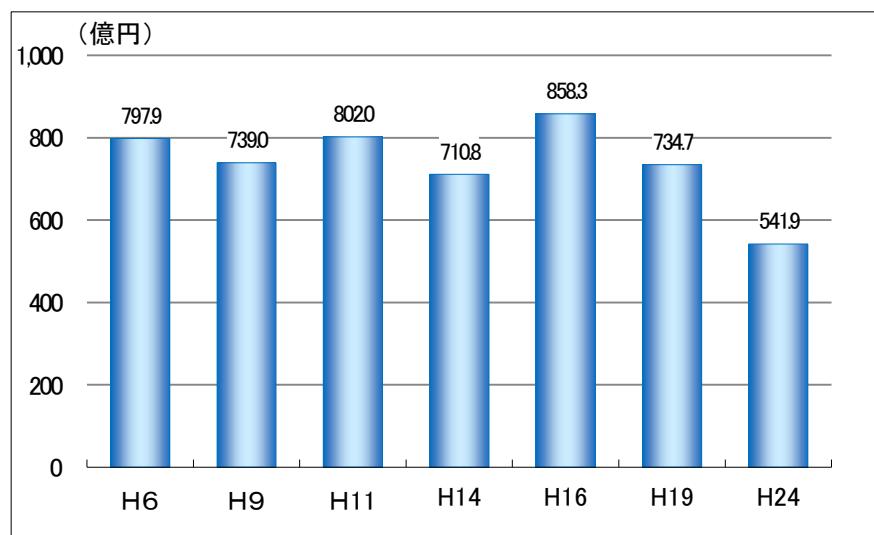


図 卸売業・小売業の年間販売額の推移

資料) 商業統計調査、H24 年経済センサス活動調査

④公共交通

- 市内のJR 3駅のうち、三雲駅は一日平均旅客乗車人員が増加傾向にあるものの、石部駅は減少傾向にあります。

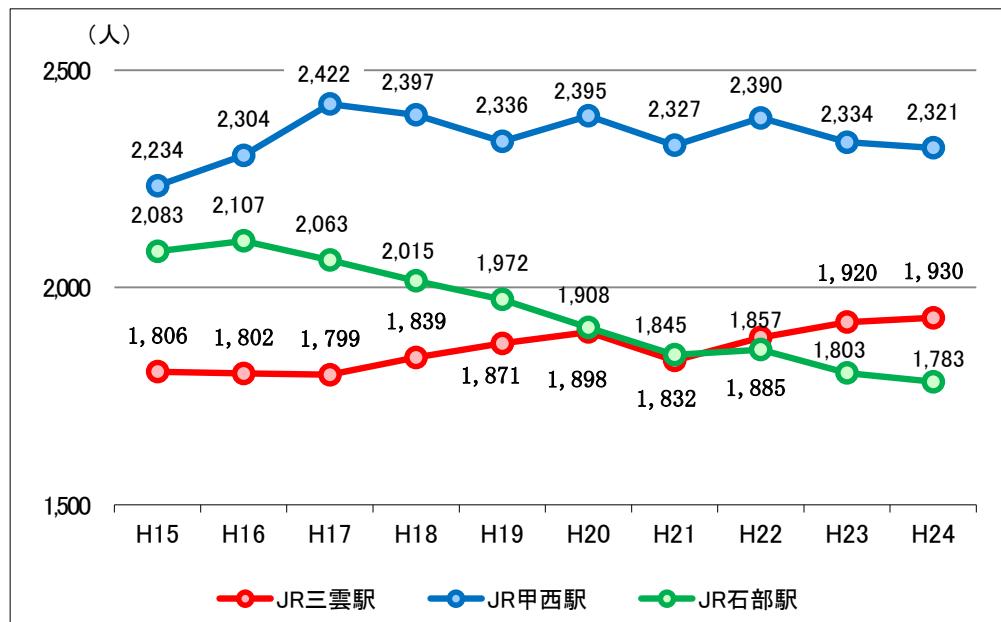


図 一日平均旅客乗車人員の推移
資料) 西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)

(4) 社会動向

■暮らしを取り巻く環境

①人口減少、少子高齢化が社会に変革を迫ります

我が国の合計特殊出生率は平成25年（2013年）で1.43と、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。平成24年（2012年）に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、現在の傾向が続けば、平成72年（2060年）には我が国的人口は8,674万人で、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されています。

人口減少を前提とした社会づくりを進めるとともに、急激な少子化に歯止めをかけるためにも、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりが必要です。また、一人暮らし高齢者の増加が顕著であることから、高齢者が孤立することなく元気に生きがいを持って生活できる地域づくりが求められています。

②安全・安心の再構築が求められています

東日本大震災や南海トラフの巨大地震に関する被害想定の公表、近年頻発している局地的豪雨による浸水被害などを受け、自然災害に対する危機意識や防災の意識が高まり、地域コミュニティや広域での連携など災害に対する備えのあり方が問われています。

また、高齢者や子どもなど弱い立場の人が被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生し、国際的なテロや領土・国防問題、重症化する感染症などの発生など、わたしたちの暮らしを脅かす不安が増大しています。

いつ訪れるか分からない様々な危機に備え、安全・安心な社会を取り戻すためには、個人や家族など自助での取組みはもちろんのこと、行政と市民や地域、企業が連携した公助・共助の取組が求められています。

③限りある地球の資源を大切にする暮らしが求められています

世界の経済成長と人口増加に伴い、資源の消費量や廃棄物の発生量が増加しており、国際連合の報告では、現在の暮らしを続けると、2030年には地球が本来持っている生産力をはるかに超えて、大量の二酸化炭素を排出することで、地球2つ分の資源が必要になるとも言われています。

さらに、地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているとされています。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策やまちづくりについて、新たな方向性を求められ、すべての国民の日々の暮らしにかかる問題であることを認識させました。

こうした背景から、使用する資源や廃棄物の量を削減し、持続可能なエネルギー消費や再生可能エネルギー¹の活用などを進めるとともに、国民一人ひとりにおいても自然環境への負荷の少ない暮らしを実践することが求められています。

¹ 再生可能エネルギー…太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中でエネルギー資源が再生されるエネルギー

■ひとを取り巻く環境

①人権の尊重がまちづくりの基本です

我が国ではこれまで、「基本的人権の尊重」を掲げた日本国憲法や、国際人権規約をはじめとした人権関連条約、また、「人権教育のための国連10年」などに基づき、人権尊重に関する様々な取組みが行われてきました。

しかし依然として同和問題、女性や子ども、障がい者に対する人権問題、また国際化・高齢化等に伴う人権問題が存在し、さらにはインターネットによる人権侵害など新たな問題も発生するなど、複雑化・多様化する様相を見せてています。

「人権」とは、「人間が人間らしく生きるために生まれながらに持つ権利」であり、誰もが持っている基本的権利です。差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりを進めるために、お互いを思いやり尊重し合う人権意識の醸成が求められています。

②価値観やライフスタイルが多様化しています

我が国は、1960年代の高度経済成長が象徴するように、戦後、物質的・経済的な豊かさを追求してきました。その結果、経済が発展し、我が国の一人当たりのGDPは世界トップレベルとなり、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになりました。

近年は、経済至上主義に進んできた我が国においては、物質的な豊かさから心の豊かさを重視するようになり、今後の生活の力点を所得以外の「レジャー・余暇生活」や「食生活」にも置くようになるなど、国民の価値観やライフスタイルが多様化しています。一世帯当たりの消費支出構造の長期的な変化を見ても、モノへの支出からサービスへの支出へシフトしています。また、豊かな自然や気候等、農山漁村の魅力に惹かれて、都市部から移住する願望をもつ定年を迎える世代や若者が増えています。

これからは、誰もが多様な価値観に沿った暮らし方や働き方などが、住みたい地域で実現できる社会づくり、環境づくりが求められています。

③ＩＣＴの進展が社会全体に多大な影響を与えています

ＩＣＴ（情報通信技術）は、その能力の指数関数的な向上および価格低下に伴い、世界全体に急速に浸透し、ＩＣＴ産業にとどまらず、他の産業や社会全体、企業のビジネスモデル、個人のライフスタイルなど様々な領域で大きな変化をもたらしています。特に、スマートフォンやＳＮＳ¹等の普及は人々のライフスタイルやワークスタイルを変え、「情報を入手する」「情報を発信する」「情報を人と共有してコミュニケーションを取る」など、人が情報に関わる行動に多大な影響を与えています。

行政手続きや予算執行等の透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進するオープンガバメントの流れを受けて、今後、ＩＣＴが変革を導く新たな領域として、公共データの活用促進、すなわち「オープンデータ²」への関心が高まりつつあります。

医療や福祉、生涯学習、防災、産業などの分野で、ＩＣＴを活用した様々なサービスの提供・充実が求められています。

一方、セキュリティの確保や個人情報の保護、誰もが利用できる行政情報システムの確立や、情報・通信技術の利用が困難な人への支援なども課題となっています。

¹ SNS…Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

² オープンデータ…政府が統計・行政などのデータをオープンにすること。

■自治を取り巻く環境

①地方から変革を起こす時代です

住民にとって最も身近で、地域の実情に精通する市町村への行政の権限の移行、市町村合併による行財政基盤の強化が進められてきました。

それぞれの地域の特性を活かしつつ、様々な課題に対応しながら持続的に発展するためには、より現場に近い地方政府である市町村が自らの判断と責任において地域に根差した政策を練り、実行することが有効です。

また、住民自らが活気ある地域社会づくりに主体的に参画し、保健・医療や福祉、社会教育、まちづくり等の分野においては、住民のボランティアやN P O活動が活発になっています。

国においては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して「まち・ひと・しごと創生本部」が設立されました。

我が国全体の持続的な発展を図るためにも、様々な主体の創意工夫と連携・協働により、地域資源を活用し、地域の活性化や地方の再生に向けた取組みが重要です。

②世界的視野と地域特性の最大活用による生き残りが求められています

情報通信技術の進展、交通手段の発達により、人や物、情報、資金の流れは国や地域の枠を超えて、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化の進展、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）等の貿易自由化の流れの中で、国・地域間の競争は激しさを増しています。

それぞれの地域において、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込んだり、世界で評価され得る固有の文化を発信するなど、グローバル化するひと・もの・情報の流れを意識しつつ、立地条件や地域特性などの強みを活かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

③経営的視点による効率的な行財政運営が求められています

我が国の経済は、欧州政府債務危機¹に伴う世界景気の減速等により弱い動きとなつたものの、平成 25 年（2013 年）に入って景気は持ち直しに転じ、足下では緩やかな回復基調にありますが、地方経済を見ると景気回復の実感は乏しいのが実情です。

國も地方も多額の国債・地方債を抱えるなか、従来にも増して社会保障関係費の増大が見込まれており、経済成長期を通じて形成してきた資産を有効に活用し、より効率的な行財政の執行体制を確立していくことが求められています。

¹ 欧州政府債務危機…ギリシャの財政問題に端を発した債務危機が南欧からユーロ圏、欧洲へと広域に連鎖した一連の経済危機のこと。

(5) 広域計画などの動向

本市をとりまく地域の整備方向については、国の国土形成計画（全国計画）・近畿圏広域地方計画、および、滋賀県基本構想において次のように位置づけられています。また、国においては地方から日本を創生するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられました。

①国・滋賀県の計画の概要

広域計画	国土形成計画（全国計画） 近畿圏広域地方計画	滋賀県基本構想
策定時期	国土形成計画（全国計画） 平成20年（2008年）7月 近畿圏広域地方計画 平成21年（2009年）8月	平成27年（2015年）3月
基本目標	《新しい国土像》 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成	《基本理念》 夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ～
地域の整備方向・基本戦略	<近畿圏のめざす姿> ○歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域 ○多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域 ○アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域 ○人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域 ○都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域 ○人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域 ○暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域	<5つの目指す姿> 1 互いに支え合い、誰もが自らの能力を發揮し活躍する、夢と希望に満ちた滋賀 【ひと】 2 滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀 【地域の活力】 3 美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀 【自然・環境】 4 むらしと産業を支える基盤が整い、人と「もの」が行き交う元気な滋賀 【県土】 5 将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀 【安全・安心】

広域計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定時期	平成26年（2014年）12月
基本的な考え方	1. 人口減少と地域経済縮小の克服 2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
政策の基本目標	基本目標① 地方における安定した雇用を創出する ・2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる ・2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ・「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

②広域連携および広域プロジェクト

本市に関わる主な広域連携および広域プロジェクトとしては、次があげられます。

■栗東・湖南広域行政協議会

栗東市と湖南市による「栗東・湖南広域行政協議会」は旧東海道や国道1号、JR草津線、国道1号バイパス、JR草津線複線化や琵琶湖線複々線化などの広域プロジェクトを促進しています。

■野洲・湖南・竜王総合調整協議会

野洲市、竜王町とは、野洲・湖南・竜王総合調整協議会において、広域的な開発ならびにその課題について総合調整機能の強化を図り、希望が丘文化公園を軸とした広域的な発展をめざしています。また、交流と連携に不可欠となる道路網の整備と渋滞の緩和に向けた取り組みとして、県への要望活動を行っています。

■滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

産業振興や観光開発をはじめ、経済・文化の動脈として重要な機能を果たしているJR草津線の複線化実現に向け、滋賀県、および、沿線自治体（草津市、栗東市、甲賀市、日野町、三重県伊賀市）とともに、滋賀県草津線複線化促進期成同盟会を組織し、複線化の促進を中心に、ダイヤの増強など利便性の向上について鉄道事業者へ要望活動を行っています。また、沿線各地で地域の魅力発信を合わせた観光誘客事業としてJRハイキングの開催や、レンタサイクル事業、商業施設での街頭啓発等、草津線の利用促進に取り組んでいます。

(6) 新市建設計画

本市の「新市建設計画」は、合併後の15年間におけるまちづくりの目標を示したもので、総合計画策定までのまちづくりの方向性や合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要な計画です。

新市建設計画の概要

新市建設計画	
策定期期	平成16年（2004年）2月
まちづくりの理念	<ul style="list-style-type: none">・豊かな自然や文化がかかるまち・安心とやさしさがほほえむまち・人と地域が未来にはばたくまち
まちづくりの将来像	自然とやさしさにつつまれた笑顔と夢あふれるまち
新市のまちづくりの目標	<ol style="list-style-type: none">1 美しい水と緑あふれる環境にやさしいまちづくり<ul style="list-style-type: none">● 自然環境の保全と美しい風土景観づくりの推進● 自然にふれ親しむ多様な環境づくり● 資源循環型社会の構築2 すべての人が笑顔で暮らせる健康・福祉のまちづくり<ul style="list-style-type: none">● 健康を支える総合的な保健・医療体制の充実● 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備● 子育てを支援する体制の充実● 地域福祉の推進3 人が輝く豊かな歴史・文化のかおるまちづくり<ul style="list-style-type: none">● 個性や思いやりを育てる教育環境の充実● 多面的な交流と生涯学習・地域学習の振興● 健康スポーツ活動の振興● 歴史文化を活かしたまちづくりと新たな文化の創造4 新たな活力を生み出す産業がさかんなまちづくり<ul style="list-style-type: none">● にぎわいと活力ある商工業の振興● 自然の恵みの息づく魅力ある農林業の振興● 手づくりの観光とイベントの振興5 にぎわいややすらぎを支える安心で快適なまちづくり<ul style="list-style-type: none">● すべての人の移動しやすい歩きたくなるみちづくり● まちの内外を連携する道路網の整備● 公共交通サービスの充実● 上下水道の整備● 防災・防犯体制の充実● 身近な公園・緑地等の整備● 魅力ある市街地・集落環境の整備● 多様な交流を支える高度情報ネットワークの整備6 みんなと創り育てる市民参加のまちづくり<ul style="list-style-type: none">● すべての人の人権尊重の推進● 社会参画と市民主体のまちづくりの推進● 地域コミュニティ活発な環境づくり

(7) まちづくりアンケート結果にみる市民の意向

本計画策定にあたっては、平成 26 年（2014 年）にまちづくりアンケートを実施しました。その主な結果は次のとおりです。

1) まちづくりアンケートの概要

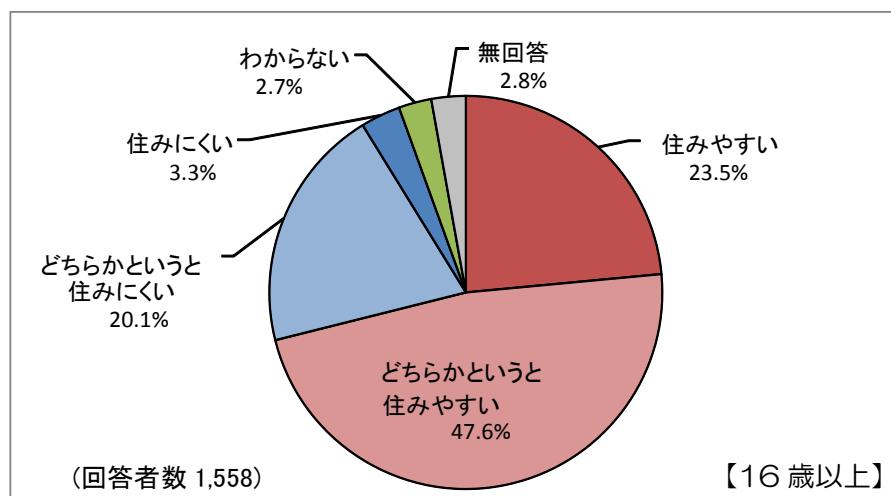
調査対象	・市内に在住する 16 歳以上の市民 4,000 人を無作為抽出 ・市内の中学校に在籍する中学 2 年生および 3 年生 1,084 人	
調査方法	16 歳以上の市民	郵送による配布・回収
	中学生	教員による直接配布・回収
調査基準日	平成 26 年（2014 年）10 月 1 日	
調査期間	平成 26 年 10 月 30 日から平成 26 年 11 月 22 日	
回収率	16 歳以上の市民	39.0%
	中学生	88.7%

2) 主な結果のまとめ

①住みごこちやまちへの愛着について

16歳以上の市民は、湖南市の住みごこちについて、71.1%が住みよいと回答しています（「住みやすい」と「どちらかというと住みやすい」の合計）。一方、23.4%が住みにくいと回答しています（「どちらかというと住みにくい」と「住みにくい」の合計）。住みよいと回答した理由としては、「安心で安全なまちだから」、「近所の人たちがあたたかいから」、「買い物が便利だから」などが上位にあがっています。また、住みにくいと回答した理由としては、「交通が不便だから」、「買い物が不便だから」、「医療・福祉のサービスや施設が十分でないから」が上位にあがっています。

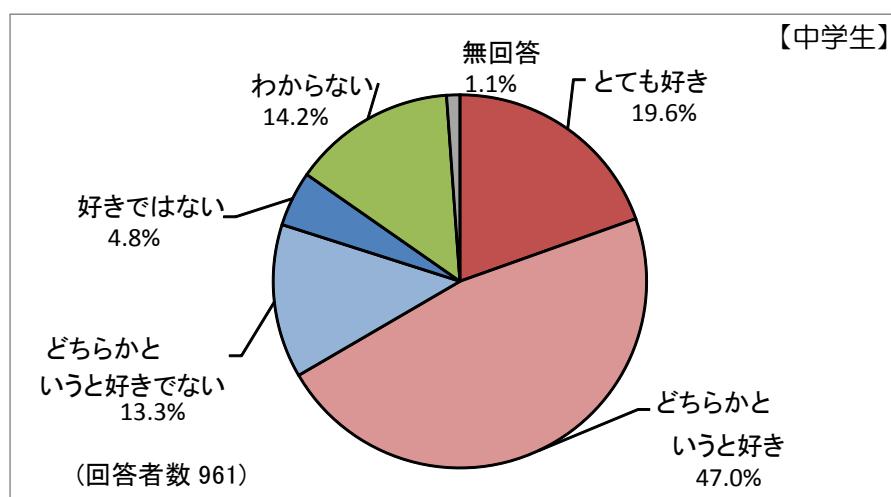
後期基本計画策定時のアンケート調査の結果と比べ、大きな相違はありませんが、今回の調査では「住みやすい」と回答した割合が減少し、「どちらかというと住みやすい」が4.5ポイント増加しています。



小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が必ずしも100%にならない場合があります。

中学生については、66.6%が湖南市が好きと回答しています（「とても好き」と「どちらかといふと好き」の合計）。一方、18.1%が好きでないと回答しています（「どちらかといふと好きでない」と「好きでない」の合計）。湖南市が好きと回答した理由としては、「みんなで遊んだり、楽しんだりできるところがあるから」、「自然がたくさんあるから」、「湖南市に生まれ育ったから」が上位にあがっています。湖南市が好きでないと回答した理由としては、「買い物に不便だから」、「ほかのまちに魅力を感じるから」、「みんなで遊んだり、楽しんだりできるところが少ないから」が上位にあがっています。

後期基本計画策定時のアンケート調査の結果と比べ、湖南市が好きと回答した人が 5.3 ポイント増加しています。

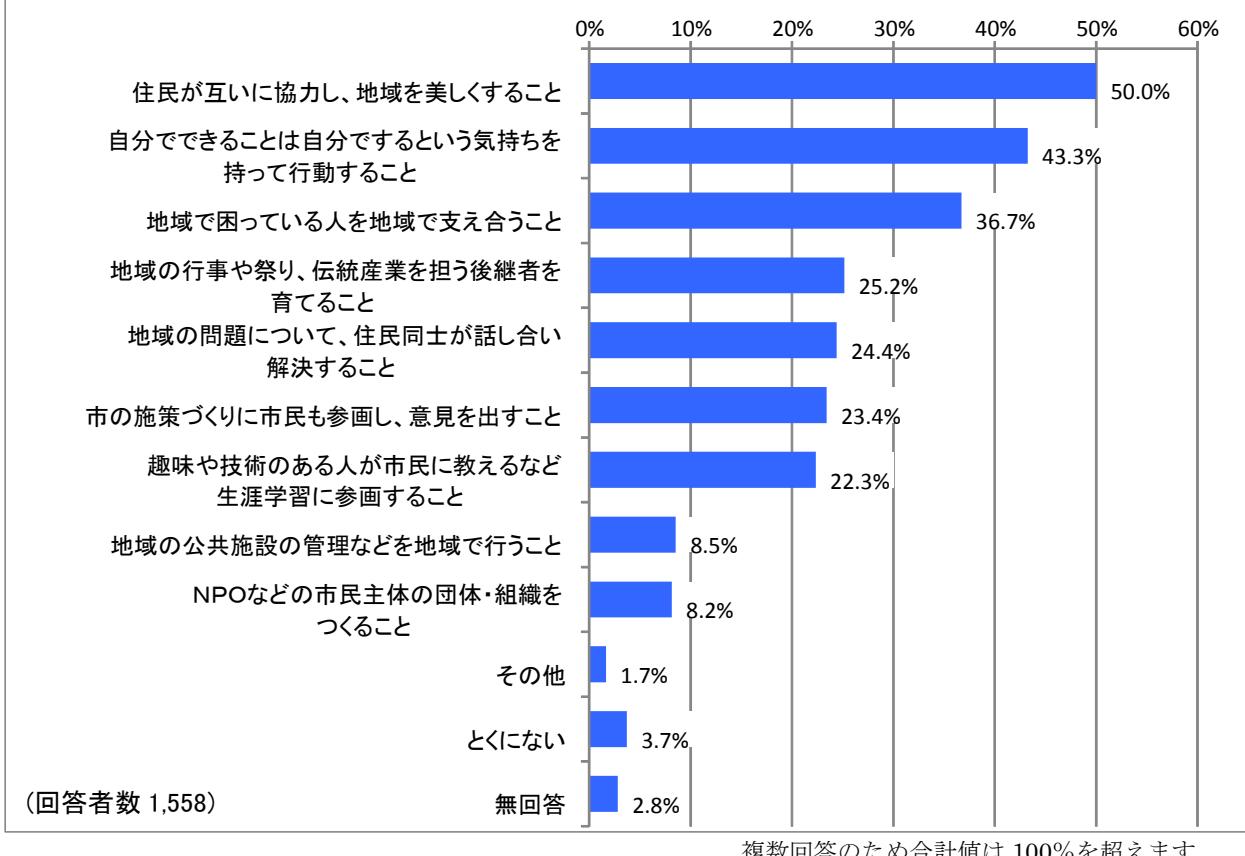


小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表記しているため、合計が必ずしも 100% にならない場合があります。

②みんなでできること

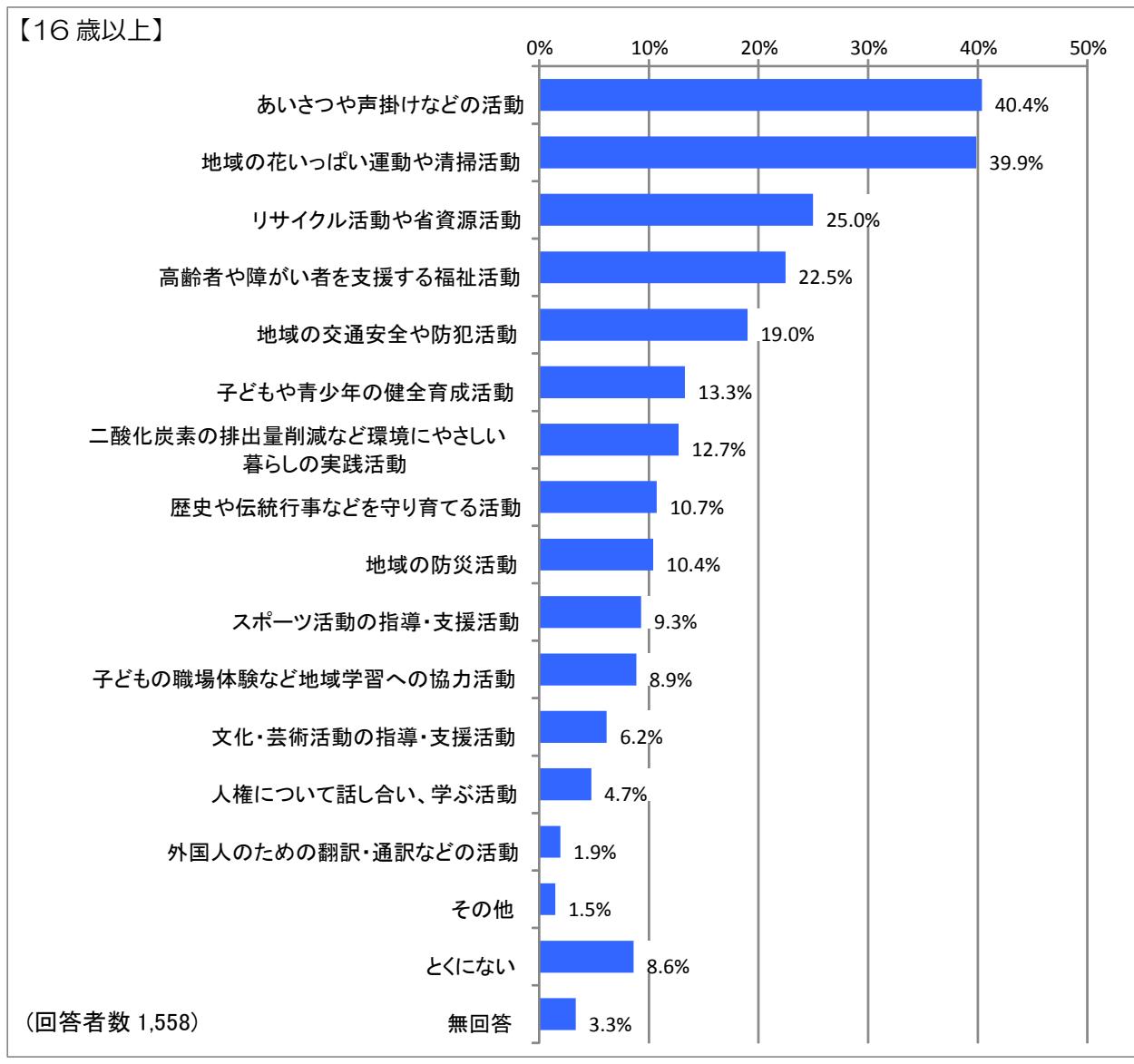
湖南市をもっと住みよいまちにするために、市民ができるることを16歳以上に尋ねたところ（3つまで選択）、「住民が互いに協力し、地域を美しくすること」が最も高く、次いで「自分でできることは自分でするという気持ちを持って行動すること」、「地域で困っている人を地域で支え合うこと」などの順となっています。

【16歳以上】

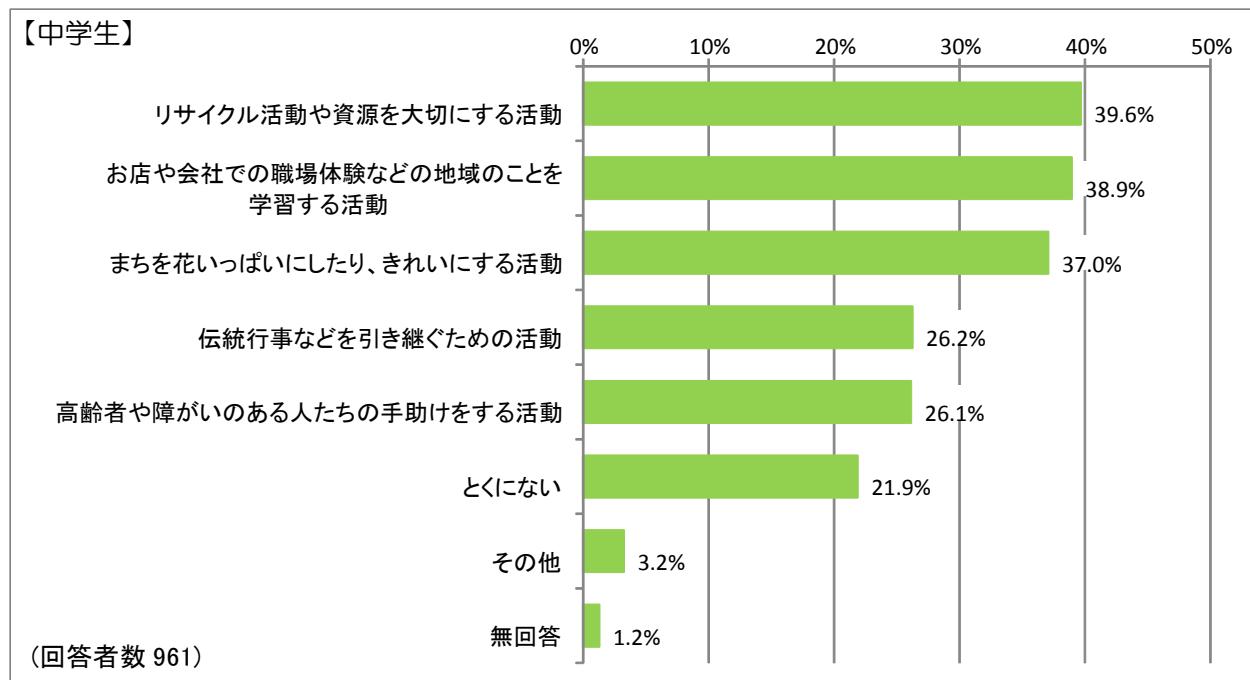


③自分ができること

まちづくりで『何かに参加する』とすれば、どのようなことができるかを尋ねたところ（3つまで選択）、16歳以上では、「あいさつや声掛けなどの活動」と「地域の花いっぱい運動や清掃活動」が多く、回答者の40%程度を占めています。次いで「リサイクル活動や省資源活動」、「高齢者や障がい者を支援する福祉活動」の順になっており、環境・美化、福祉に関する活動への関心が高くなっています。

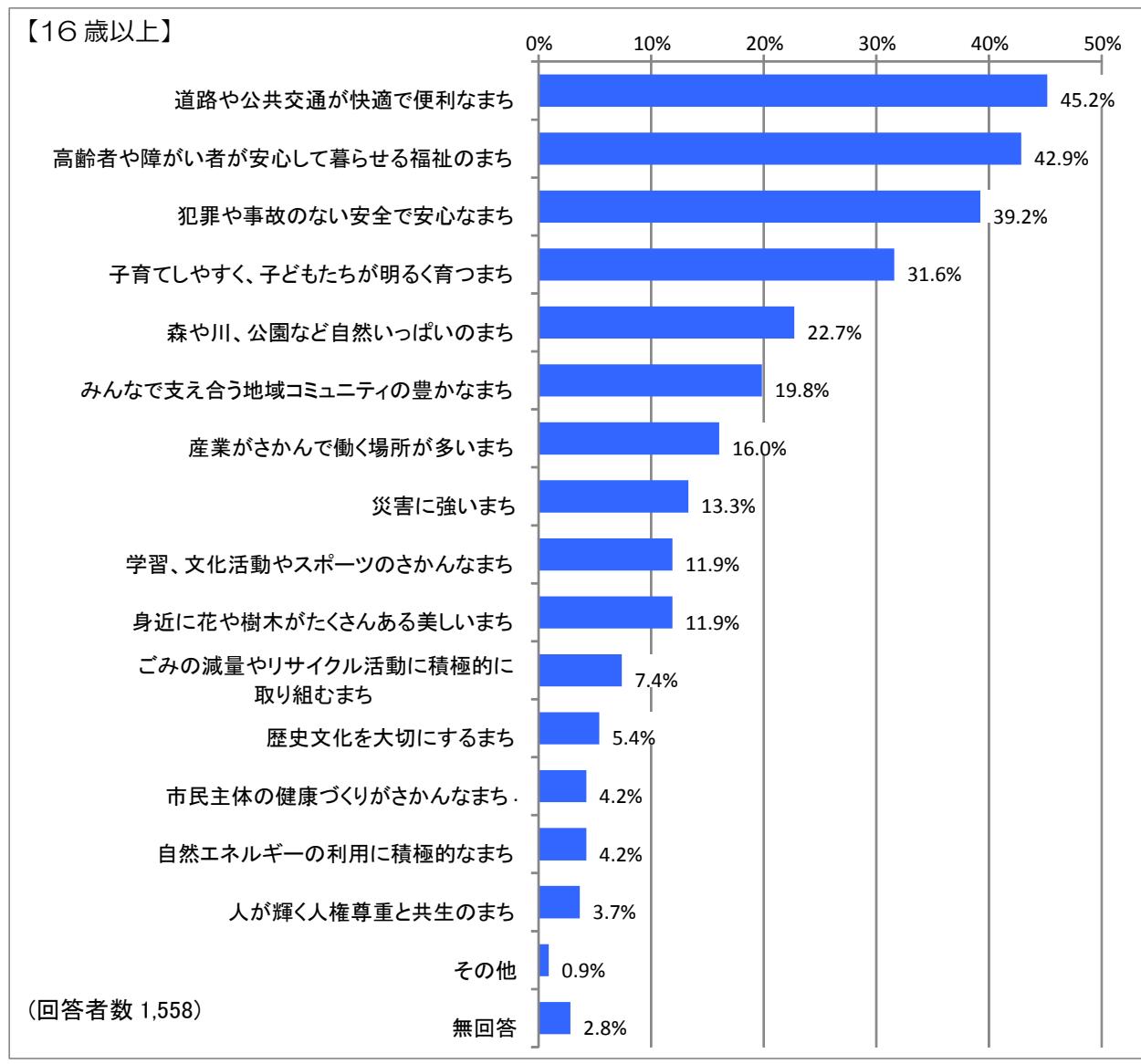


また、中学生では、「リサイクル活動や資源を大切にする活動」が最も高く、次いで「お店や会社での職場体験など地域のことを学習する活動」、「まちを花いっぱいにしたり、きれいにする活動」の順となり、回答者の約40%が選択しています。

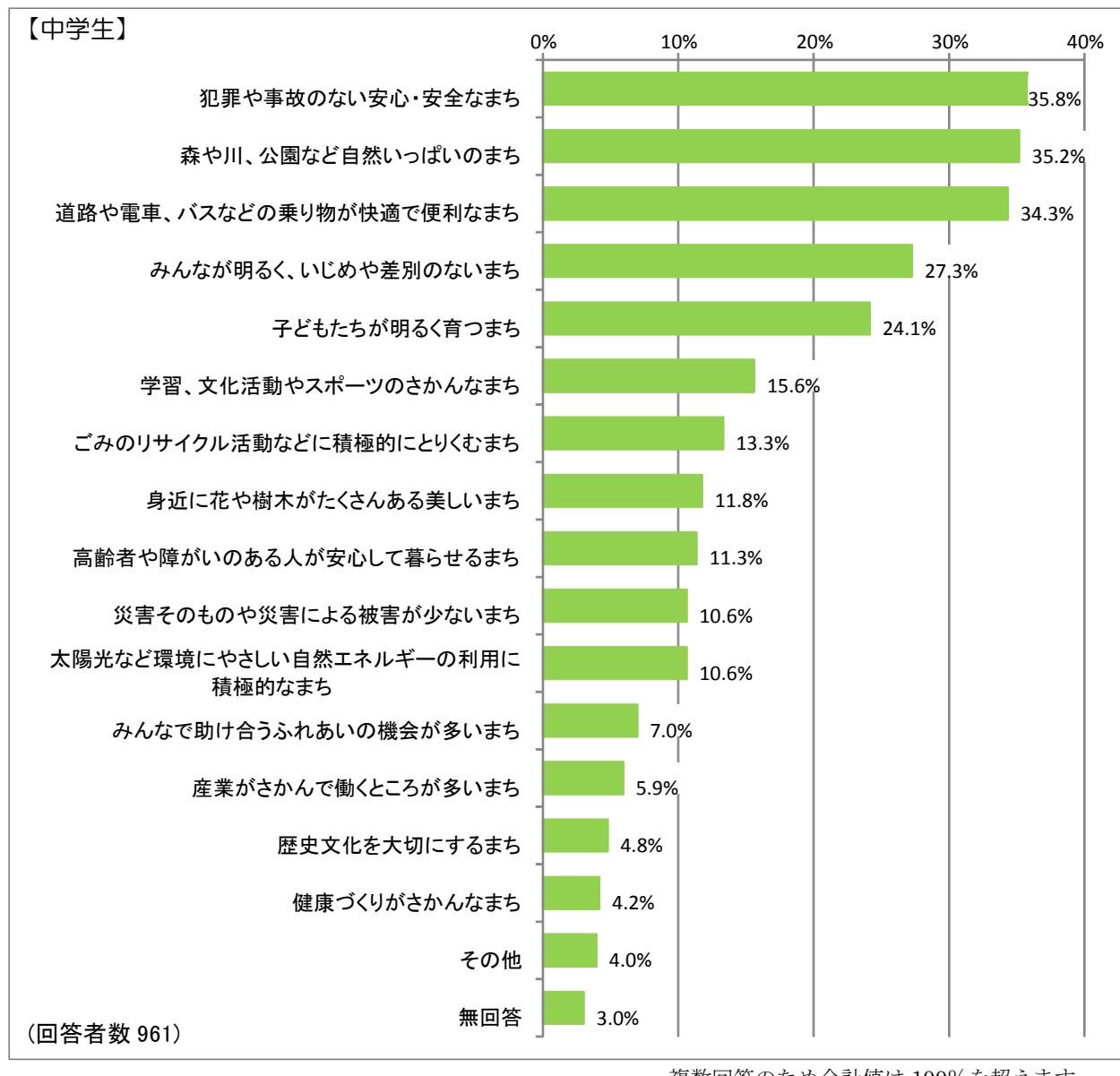


④湖南市をどのようなまちにしたいか

湖南市をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、16歳以上では「道路や公共交通が快適で便利なまち」が最も高く、次いで「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉のまち」、「犯罪や事故のない安全で安心なまち」などの順となっています。



中学生では、「犯罪や事故のない安全・安心なまち」が最も高く、次いで「森や川、公園など自然いっぱいのまち」、「道路や電車、バスなどの乗り物が快適で便利なまち」などの順となっています。



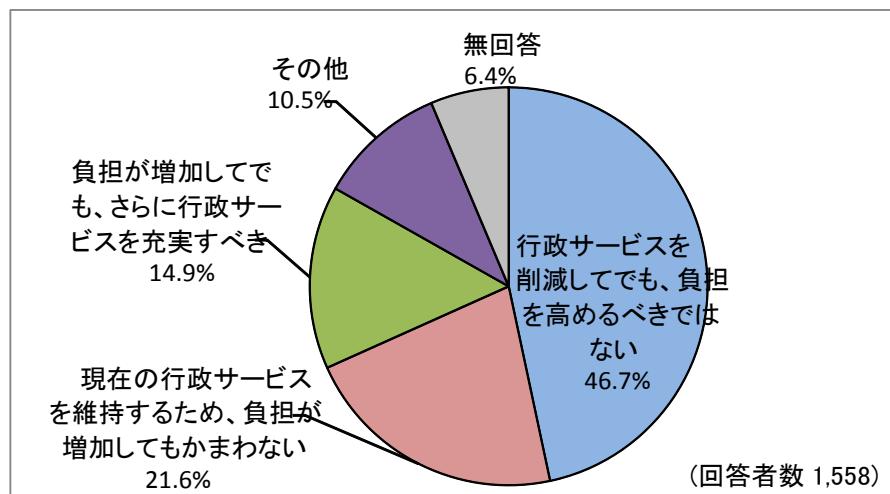
⑤分野別に必要なことなど（16歳以上）

分野別に、特に必要なことや充実すべきことを尋ねたところ、それぞれ次の項目が上位3位となりました。（2つまで選択）

分野	上位にあがった項目	%
人権尊重のまちづくり	明日を担う子どもの人権確立の推進	36.6
	高齢化社会に向けて高齢者の人権保障の推進	36.5
	雇用機会の提供と就労支援の推進	24.9
自立・自助のまちづくり	政策や施策への市民意見の反映	27.5
	まちづくりに関する情報公開の推進	25.8
	市政に関するわかりやすい情報提供	24.8
自然を活かし、自然と共生するまちづくり	山林等へのごみの不法投棄の防止	34.3
	家族連れで楽しめる公園などの整備	27.7
	森林の整備、適正な維持管理	26.6
生活基盤の整った暮らしやすいまちづくり	JR草津線の複線化など鉄道の利便性の向上	40.8
	歩道の拡幅や段差の解消など安全で快適に歩くことができる道路の整備	33.1
	日常生活道路(市道)の整備	28.0
産業が盛んにぎわいのあるまちづくり	雇用の場の拡大に結び付く企業誘致	35.9
	国道1号バイパス沿いにおける新たな商業集積の実現	23.4
	地域に密着した商業・サービス業の振興	23.3
健康で暮らし続けられるまちづくり	医療機関の充実	41.5
	健康診断など保健サービスの充実	38.7
	救急医療体制の強化	28.7
互いに支え合うまちづくり	高齢者の生きがい支援や介護予防の推進	42.6
	保育サービスや学童保育の充実	26.6
	市民同士が見守り、支え合う地域福祉の促進	23.1
安全で安心なまちづくり	避難場所や避難地の安全の確保	26.1
	犯罪を防ぐための地域の見回りなどの取り組み	23.6
	防災に関する情報の周知、市民意識の啓発	23.0
誇りとなる市民文化を創造するまちづくり	学校と家庭や地域との連携の強化	31.3
	青少年の健全育成、社会活動への参加の促進	30.6
	幼児期を含めた学校教育の内容や施設の充実	30.5
効率的・効果的な行財政システムづくり	迅速かつ柔軟に対応できる組織づくり	43.2
	効果や効率性に配慮した事務事業の見直し	29.3
	財政負担軽減に向けた公共施設の再編等の見直し	26.1

⑥行政サービスの水準と市民負担の関係（16歳以上）

行政サービスの水準と市民負担の関係についてどう考えるかを尋ねたところ、「行政サービスを削減しても、負担を高めるべきではない」が最も高くなっています。市民負担の増加に否定的な考えを持つ市民が多くなっています。



第3章 まちの特性と課題

本市の概況や市民意向から、今後のまちづくりに活かしたいまちの特性と取り組みたい課題を次のとおりに整理します。

(1) 安心・安全のまちづくり

阪神淡路大震災時の滋賀県内の最大震度は彦根市の震度5、本市では震度4を観測し、平成19年（2007年）4月15日の三重県中部地震では震度3を観測しています。また、南海トラフ巨大地震被害想定（平成26年（2014年）3月26日滋賀県地震被害想定（改訂版））における本市での想定最大震度は6強となっています。

近年では、全国的に局地的豪雨、土砂崩れなどの自然災害も多く発生し、各地で深刻な被害をもたらしているなか、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、地域防災力向上のための支援が必要です。

また、わたしたちの生命、暮らし、財産を守るために、防犯や交通安全に対する意識を高め、活動に取り組むことで、子どもから高齢者まですべての世代にとって安心・安全な地域づくりも大切です。

(2) 人権を尊重したまちづくり

人権が尊重される、豊かで安心できる暮らしを守るためにには、市民一人ひとりが「人権」について正しい理解と認識を深めることが重要です。同和問題をはじめとした人権問題を身近なこととしてとらえ、さまざまな人権問題の存在に気づくことによって、心のバリアを解消していく必要があります。互いの違いや価値観を認め合い、広く人権が尊重された地域づくりやまちづくりを展開していくことが大切です。

(3) 市民参加によるふるさとづくり

市民と行政による協働のまちづくりについては、平成26年（2014年）3月にまちづくり協議会条例を制定して進められていますが、参加者の固定化や人材不足等の問題を抱えています。市民はこれまで地域で進められてきた清掃活動や地域での支え合いについては意識が高いものの、地域の問題を当事者として解決することや市の施策に参画することに目を向けることが少ない状況です。しかし、多くの市民の希望である住みやすいまちを実現し、人口の減少を食い止めるためには市民が地域への誇りと愛着、協働の重要性を再確認し、ふるさとづくりに積極的に参加することが必要です。

また、市民の活動範囲の広がりを考えると、生活や交通等の利便性向上のための課題については、本市だけでなく近隣市町との連携により大きな効果が期待できます。

(4) 豊かな自然とともに暮らす

本市の中心を流れる野洲川は、市民の憩いの空間となるだけでなく、共有の財産として市民の手による保全活動も進んでいます。また、市の南北には阿星山、岩根山系の豊かな森林が広がり、さらに田園風景も多く見られます。将来の湖南市について、市民の多くは自然が豊かであり続けることをイメージし、またそのことを誇りに考えています。

このような恵まれた自然とともに、健康で快適な暮らしをめざすためには、市民と企業、行政がともに自然環境の保全や活用に取り組む態勢を構築する必要があります。

(5) 持続的発展を導く環境整備

本市は、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の要衝であり、名神高速道路のインターチェンジが近いことや国道1号および国道1号バイパスが市内を東西に横断していることなどによって立地が良く、国道1号バイパスと名神高速道路の接続などによって、その好立地性はさらに高められるものと思われます。

この恵まれたポテンシャル（潜在能力）を活かし、企業誘致策の充実や都市計画マスター プランに基づく土地利用の適正誘導を図るなど、今後とも発展し続ける環境づくりが必要です。

また、これまで道路や上下水道などの都市基盤の量的な拡大を進めてきましたが、これからは計画的な維持管理、修繕を進めていく必要があります。

(6) 利便性の高い交通ネットワークの形成

市内の道路の一部では朝夕の通勤・通学時間帯に渋滞が生じており、市民生活や通過交通に大きな影響を与えています。さらに、市民が湖南市に住みにくい理由として交通が不便であること、理想のまちとしても「道路や公共交通が快適で便利なまち」が望まれていることから、道路交通や公共交通の利便性を高めた交通ネットワークを形成する必要があります。

また、駅舎のバリアフリー化、コミュニティバスの充実、歩行者や自転車が安心して通行できる安全な道づくりを進める必要があります。

さらに、交通ネットワークの拠点となる「まちの中心核」の創出を図るために、JR草津線の石部駅、甲西駅、三雲駅の3つの駅の周辺市街地環境の向上を図る必要があります。

(7) 商業サービスの強化と充実

近年、全国的に多数の大型小売店舗が郊外に進出したことにより、車社会に対応した商業環境が大きく進化し、買い物の利便性や多様性が高まりました。本市においても、平成26年（2014年）末に大型小売店舗が整備され、市内外からの消費が期待されています。しかし、市街地や住宅地における小規模小売店が減少し、車に頼ることのできない高齢者や学生等の市民にとって日常の消費生活が不便な状態が見受けられます。これらのことから便利で豊かな消費生活を支えるためには、交通網の充実や多様な形態の商業サービスの提供、商業施設の更なる充実が望まれます。

(8) 観光ネットワークの形成

積極的な観光情報の発信により常楽寺、長寿寺、善水寺の湖南三山などの知名度が向上しています。今後は十二坊温泉ゆらら、じゅらくの里等多彩なレクリエーション施設や、貴重な国指定天然記念物のうつくし松をはじめとした自然資源とのネットワークとともに、グローバルな観光客も迎え入れるための環境整備が重要になっています。

また、市内の伝統産業や農林業、観光との連携により、藍染め体験・下田焼の作陶体験や、弥平とうがらしなどの特産物を活かした商品開発が進んでいます。今後は、地域の特産品のブランド化とともに、関係機関と連携した一層のPRが必要です。

(9) 地域での教育・福祉・健康のネットワークづくり

多くの市民は湖南市が住みやすい理由として「近所の人たちがあたたかいから」をあげ、地域で困っている人を地域で支え合うことへの参加意欲も高いことから、良好な近隣関係が築かれていることが伺えます。本市においては発達支援システムなどの先進的な福祉施策が進められてきた経緯があり、このような福祉環境と高い市民意識を活かしながら、子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークづくりが期待できます。

また、高齢化が進む中、国においては平均寿命のみに着目するのではなく、健康寿命を延伸させるような施策に重点を置きつつあります。本市においても健康診査など保健サービスの充実や市民の自主的な健康づくり活動の推進が望まれており、健康に対する意識は高まっています。今後は、大人だけでなく子どもも含めた誰もが心と身体の健康を守るための活動に積極的に取り組めるような支援が必要です。

(10) 心豊かな人づくり

少子化の進行や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下するなど、子どもたちの生育環境には厳しいものがあり、生きる力の確実な養成が一層重要となっています。

また、青少年が積極的に社会に関わりを持ち、自立心や責任感、連帯感、寛容性などの人間性と社会性を養えるよう、人権尊重の精神に基づきながら青少年の健全育成に取り組む必要があります。

「誰もがいつでもどこでも」学習することができ、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現には、学校教育の充実はもとより、社会教育、家庭教育、その他様々な場や機会における学習の充実・環境整備が必要です。さらに、地域の抱える課題が多様さと複雑さを増しており、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要となっていることから、課題解決の担い手を育てるための取組みも重要となっています。

(11) 歴史文化を大切にするまちづくり

湖南三山の常楽寺、長寿寺、善水寺や東海道五十三次の宿場の名残をはじめ、本市には多くの歴史文化遺産が点在します。これらの貴重な歴史遺産を保全・継承するとともに、その周辺を含めた環境づくりなどに取り組むことが求められています。

(12) 地域の自然エネルギーを活用するまちづくり

湖南市では、全国に先駆け市民共同発電所が稼働し、市民が地域に存在する自然エネルギーを共同で利用する先進的な取組みを展開してきました。自然エネルギーの活用をさらに広げていくためには、市民や事業者、行政などが一丸となって取組んでいく必要があります。地域に存在する自然エネルギーを地域内で流通させることは、これまで市外に流出していた資金を地域内に還流させるものであり、地域経済の活性化への効果が期待できます。

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの5つの理念

湖南市市民憲章から、まちづくりのための5つの理念を掲げます。

まちづくりの理念 1

美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。

まちづくりの理念 2

たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。

まちづくりの理念 3

子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。

まちづくりの理念 4

ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。

まちづくりの理念 5

社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

第2章 まちの将来像

(1) まちの将来像

まちづくりの視点と理念を踏まえ、市民、地域、企業、行政の協働によって生涯住み続けたくなるまちをめざし、本市の将来像（10年後）を、「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」とします。

<まちの将来像>

ずっとここに暮らしたい！

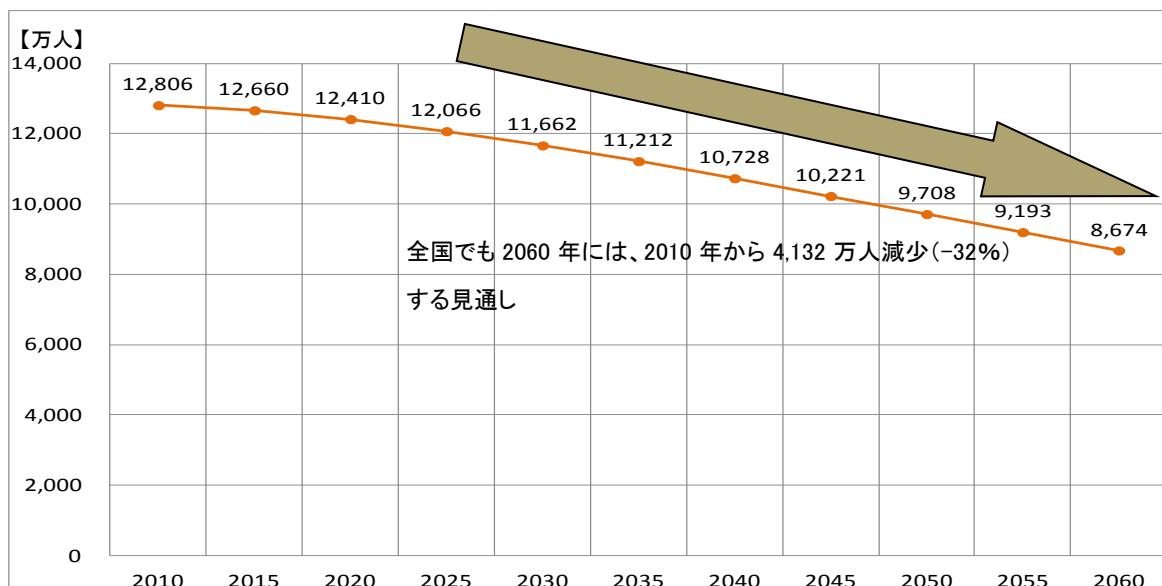
みんなで創ろう きらめき湖南

(2) 人口の見通し

【このままの趨勢¹では人口が急激に減少】

我が国は既に人口減少社会に移行しており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2040年には、ピークであった2010年から32%減少する見通しです。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠する方式で実施した湖南市の将来人口推計によると、湖南市の人口は、2010年をピークに既に減り始め、2060年には2010年よりも20,000人以上減少(-37%)する見通しです。



¹ 趨勢…全体の流れ。

【人口減少が社会に及ぼす影響】

これまでのまちづくりや社会制度は、人口が増加する社会を前提に考えられており、急激な人口減少が起きれば、様々な面で対応することが困難となります。

～人口減少が湖南市に及ぼす影響の例～

- 市内の消費の縮小
- 学校の児童数の減少、空き教室の増加
- 空き家、空き地の増加
- 耕作放棄地や管理放棄山林の増加
- 地域コミュニティの弱体化
- 一人世帯の増加、無縁社会の深刻化
- 税収の減少、行政サービスの低下、公共施設の統廃合

これらの人口減少による影響は、市内で一様に発生するのではなく、条件が不利な地域や、一見、有利に見えても課題に無関心な地域などから、まだら模様に発生していき、湖南市全体の活力を削ぐ重大な課題となります。

【長期的目標と10年後の目標】

長期的将来である2060年には、2010年の人口規模から1割程度の減少にとどめることをめざすこととし、そのために速やかに総合的な人口減少対策に取り組むことにより、出生数の回復、社会動態の転入超過状態の回復を図り、10年後の2025年には、現状の人口規模を維持することをめざします。

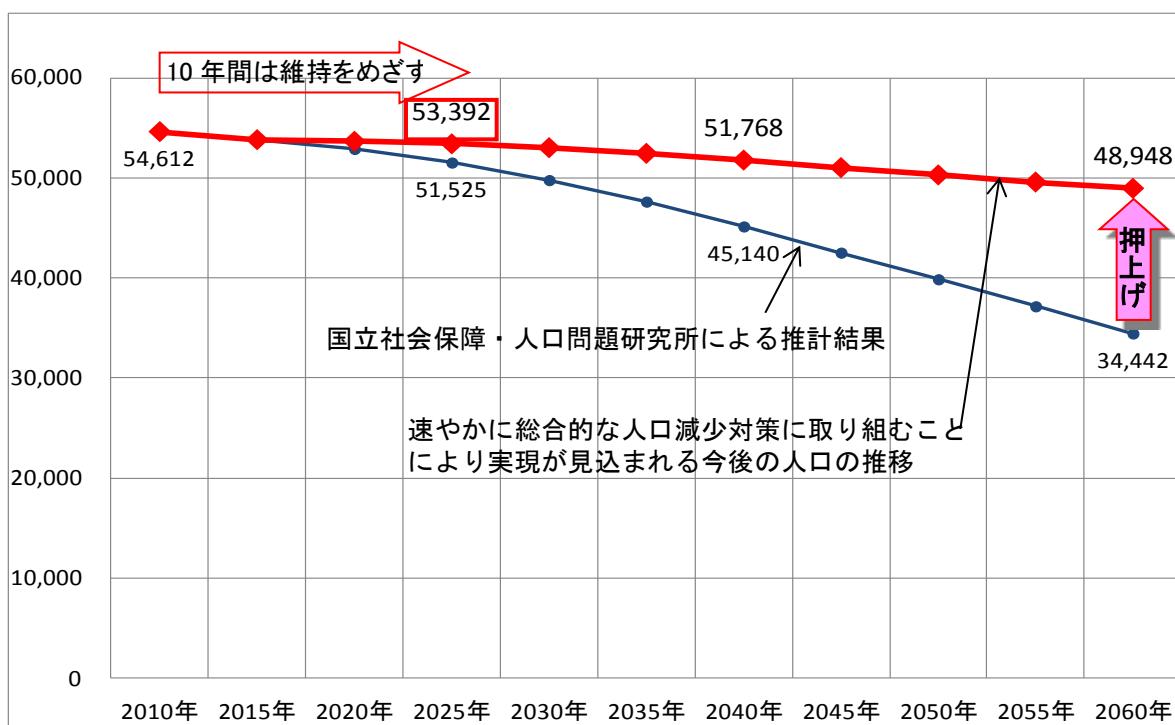


図 湖南市の将来人口の見通しと目標

【目標人口実現のために】

まちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現をめざすことは、湖南市への愛着と誇りを抱きながら、湖南市で暮らすことで味わえる豊かさや幸福感を実感できるまちづくりを進めることであり、とりもなおさず、急激な人口減少、少子高齢化を防ぎ、現状の人口規模を維持するとともに、中長期的に若々しさを保つことにつながります。

長らく少子化傾向が続いてきたことから、今後、次世代を育むことになる世代の人口は年々減少していくことになります。人口減少対策の取り組みが遅れれば遅れるほど、長期的将来の人口は大幅に減少することとなります。

このため、本計画と同時に策定する「湖南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携により、可及的速やかに総合的な人口減少対策に取り組みます。

～人口規模の維持に必要な取り組み～

- 出生率の水準を高めること（次世代を担う子供が増えること）
⇒出産・子育て支援
- 安定的に転入超過であること（転出をおさえて、長く転入超過であること）
⇒観光交流活性化、ブランド向上などによる域内経済循環の活発化、雇用の増加の着実な持続

第3章 まちづくりの3つの視点

まちづくりの5つの理念を実現するために、「自立と協働のしくみ」「暮らしの創造」「まちの基盤」の3つの視点を定めます。

自立と協働のしくみ

自分たちでできること「自助」、地域における住民・地縁団体・NPO・企業など多様な担い手による「共助」とともに行政の支援「公助」の協働のしくみをつくります。

暮らしの創造

平和と環境と人権を守るまちを基本に、活気と希望にあふれ、子どもが健やかに成長できる、安心・安全な暮らしを創造します。

まちの基盤

まちはみんなが幸せな人生を過ごす大切なステージです。そのため、定住意向を高め、利便性の高い、快適な「都市」としての基盤を整えます。

自立と協働
のしくみ

ずっとここに暮らしたい！
みんなで創ろう きらめき湖南

暮らしの
創造

まちの
基盤

〈まちの将来像とまちづくりの3つの視点〉

第4章 まちづくりの6つの目標

将来像を実現するためのまちづくりの6つの目標を掲げます。

(1) みんなで共に進めるしくみをつくろう ～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～

すべての市民がお互いの人権を尊重し、さまざまな差別をなくしながら、性別や国籍などに関わりなく全員が社会参画するまちづくりを進めます。

また、自分たちの地域のことは自分たちが決定し、実施するという自立・自助意識を高め、市民が交流し、協働する活動を進めることにより、地域が主役のまちづくりを推進します。併せてまちづくりのためのルールづくりや情報ネットワークの構築を進め、みんなで共にまちづくりを進めるしくみの確立をめざします。

(2) うるおいのあるまちをつくろう ～自然を活かし、自然と共生するまちづくり～

美しい湖南市の自然環境を守り、次代に継承するためには、市民一人ひとりが、自然へ配慮しながら主体的に行動することが必要です。このため、市民と行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識の底上げを図るとともに、森林や河川、町なかの自然と共生し、身近に公園や緑、レクリエーションの場があるまちづくりをめざします。

また、地域に存在する自然エネルギーや地域内循環に対する意識を高めながら、地域自然エネルギーを活用した持続可能なまちづくりを進めます。

(3) 活気あるまちをつくろう ～産業が集まり、人が集うまちづくり～

これまで湖南市は、基幹産業であった農業から高度経済成長を経て、産業立地を活かした工業地域として発展してきました。

交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に活かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を図ります。

また、自然や歴史的町並み、伝統工芸等の地域資源を活用した体験型観光など市内外から人々を引きつける本市の魅力の発掘・発信を進め、交流人口を拡大します。

農・商・工・観の様々な連携によって多様な産業を発展させることで、幅広い世代に対応した新たな就労機会を創出し、活気あるまちづくりをめざします。

(4) ほっとする暮らしをつくろう

～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～

いつまでも健康で輝き続けられる人生を送ることはすべての市民の願いです。そのために、市民相互の助け合いの心を醸成し、年齢や障がいの有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。地域での暮らしを支える子育て支援サービス、高齢者や障がい者への生活支援サービス、介護予防や介護サービスの充実を図ります。

また、市民が支え合う地域福祉活動や防災・防犯活動を促すとともに、安心安全なまちづくりのための体制や施設・設備を充実し、生きる喜びを共有しながら心地良さとほっとする暮らしのあるまちをめざします。

(5) いきいきとした暮らしをつくろう

～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～

子どもが豊かな人格形成や自己表現を果たせる教育内容の充実や環境整備とともに、市民が、いつでも、どこでも、生涯を通じて一人一人の潜在能力を伸ばし、その成果を適切に活かすことができるまちづくりを進めます。特に、多様な価値観・ライフスタイル等を受容する中で、様々な個性を持つ人々が相互に支え合い、高め合い、新たなアイデアを生み出すことのできる環境の構築をめざします。

また、薫り高い歴史文化を守るとともに、文化芸術などの面で新たな湖南市の特色ある市民文化を育て、これらによって、誰もがいきいきと暮らすまちをめざします。

(6) 明日を拓くしぐみをつくろう

～効率的・効果的な行財政システムづくり～

基本構想を着実に実現するため、行財政改革の推進により、公共性や必要性のほか、有効性・効率性、ＩＣＴの活用などの観点からも検討を加えながら行政サービスの向上を図るとともに、市有施設の計画的な維持管理や一層の有効活用など効率的な行財政の運営を行い、近隣市町とも連携した明日を拓くしぐみのあるまちづくりをめざします。

第5章 人と地域とまちが輝く3つのプラン

～重点プロジェクト構想～

まちの課題や市民のニーズから、今後10年間において、湖南市が重点的に推進するプロジェクトのアウトライン（大枠）を湖南のプランとして掲げます。本構想においては、「働く場の創出」と「ひとへの投資」、「まちづくり」の3つのプランを実現することで、人と地域とまちが輝くことをめざします。



働く場の創出

湖南市から人口の流出を食い止め、人口の流入を加速させるためには、若い世代から高齢者まで幅広い年代の人々にとって多様で、魅力的な働く場が必要です。また、仕事の内容だけでなく、子育てや介護、趣味などの生活と仕事との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる多様な働き方を柔軟に選択できることが重要です。

湖南市には、農林業や工芸などの「伝統的産業」とともに、近代以降に発展し本市に多く立地する「工業」があることから、これらを活用した先進の技術やシステム、消費者の変化するニーズに対応したサービスを育む「新たな研究・小売サービス業」等の誘致に取り組みます。また、湖南市の環境に配慮し、市民の生活を豊かにするための産業の育成、起業支援により、本市にふさわしい地域産業の活性化に取組み、働く場の創出を進めます。

働く場の創出



ひとへの投資

地方への新しい流れをつくるために、「働く場の創出」を図りつつ、若い世代の湖南市への就労を促すとともに、市外から湖南市に訪れる人々を増やし、湖南市の良さを知ってもらうことで、移住・定住を促進します。

特に、若い世代の移住・定住を進めるために、安心して子どもを産み育てができるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援、子ども・若者が社会の一員として生き生きと活動でき、夢を実現できる地域づくりを、未来への投資として積極的に取り組みます。

ひとへの投資

新しい人のながれを つくる

湖南市に訪れ、愛着を感じることが
できる環境づくり
若い世代の定住を支援する
しくみづくり

若い世代の希望を かなえる支援

子どもや若者が健やかに
成長できる環境づくり
安心して結婚・妊娠・出産・子育て
ができる環境づくり

まちづくり

「働く場の創出」と「ひとへの投資」の好循環を支えるためには、人々が湖南市での生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような、「まちづくり」が必要です。

少子高齢化や核家族化により、子育て支援や高齢者の見守りなどが地域の役割として期待されているため、地域が多様な価値観を受け入れ、助け合いが当たり前になる時代にあった地域づくりを進めます。

公共交通網の再構築等により交通ネットワークを形成するとともに、医療・福祉・商業等の必要なサービスを享受でき誰もが安心して快適に暮らすことのできる湖南市を実現します。

まちづくり

時代に合った地域づくり

心豊かな地域コミュニティの形成

安心暮らせる住環境整備

交通ネットワーク化の形成
安心して暮らせる健康で
快適な生活環境

第6章 みんなでつくる将来のまちの姿

本構想では、湖南市の都市機能の整備のために現在の土地利用の現状と自然環境等を勘案しながら、市域を6つのゾーンに分けてそれぞれの地域特性を明らかにします。

そのうえで、各ゾーンの都市機能および自然環境の保全と活用のための整備方針を示します。

また、あわせて交通基盤としての交流軸の整備方針を示します。

■ 地域構造

(1) 東部都市ゾーン～東部・にぎわいの街～

ゾーンの最北部は新興住宅地および既存集落が形成され、中部は東側に工業地域があり、西側には新興住宅団地および既存集落、農地が形成されています。また、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んで三雲駅周辺の既存集落および住宅（造成地）が形成された都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、三雲駅周辺市街地整備、工業団地の環境整備、農地の保全、河川環境の保全などとともに、行政サービス施設の整備をはじめ、住宅地の生活環境の充実と新たな地域交流拠点（商業集積）との交通ネットワークの整備、地域交流拠点への更なる産業集積、商店街の活性化など、にぎわいの街づくりを推進します。

(2) 中部都市ゾーン～中部・集いの街～

ゾーン中央は市庁舎、商工会館、文化ホールのほか大型量販店などがあり、湖南市の中心核的ゾーンです。また、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んでJR甲西駅があり周辺に進出企業群と農地が形成され、南部に宅地造成地がある都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、甲西駅周辺市街地整備・商業集積や行政サービス施設の整備とともに、河川環境の保全、道路ネットワークの整備、国道1号沿道への産業集積を進め、集いの街づくりを推進します。

(3) 西部都市ゾーン～西部・やすらぎの街～

ゾーン北部菩提寺には本市最大規模の新興住宅地があり、野洲川と国道1号、JR草津線を挟んでJR石部駅があり、そこから東側に大型量販店などの商業施設が集積しており、南側の旧東海道筋に形成された既存集落があります。また、周辺の自然環境と調和した医療福祉施設、生涯学習施設が形成された都市ゾーンです。

今後の整備方針としては、行政サービス施設の整備をはじめ、石部駅周辺の機能充実や国道1号バイパス沿いの商業・企業集積、旧街道筋環境整備、農地の保全、河川環境の保全とともに道路ネットワークの整備を進め、やすらぎの街づくりを推進します。

(4) 農住共生ゾーン

農地と住宅地が混在するゾーンで、森林や野洲川の景観にも恵まれ、豊かな田園風景と良好な居住環境が共生しています。

今後の整備方針としては、現在のポテンシャルを活かしながら農地の保全に留意し、豊かな自然環境を身近に感じて暮らせる良好な住環境の計画的な整備を誘導します。

(5) 北部森林田園ゾーン～自然あふれる癒しの森～

ゾーン北西部は県立希望ヶ丘文化公園の一部を占め、岩根山十二坊の景勝地です。中腹にはゾーンのシンボルとなる十二坊温泉ゆららがあり、自然保養レクリエーションの場として期待されるゾーンです。

今後の整備方針としては、森林の保全と活用、温泉施設や社寺などを結ぶ遊歩道などの整備を進め、自然あふれる、癒しの森づくりを推進します。

(6) 南部森林ゾーン～生命輝くうるおいの森～

ゾーンのほとんどは森林地域となっていますが、西部から東部には史跡が点在します。このため、森林の保全・管理とともに豊かな森林レクリエーションの場としての活用が期待されるゾーンです。

今後の整備方針としては、森林の保全と活用、歴史遺産周辺整備とともに、各歴史遺産を結ぶ遊歩道などの整備や森林レクリエーション機能の充実を図り、生命輝く、うるおいの森づくりを推進します。

■ 交流軸

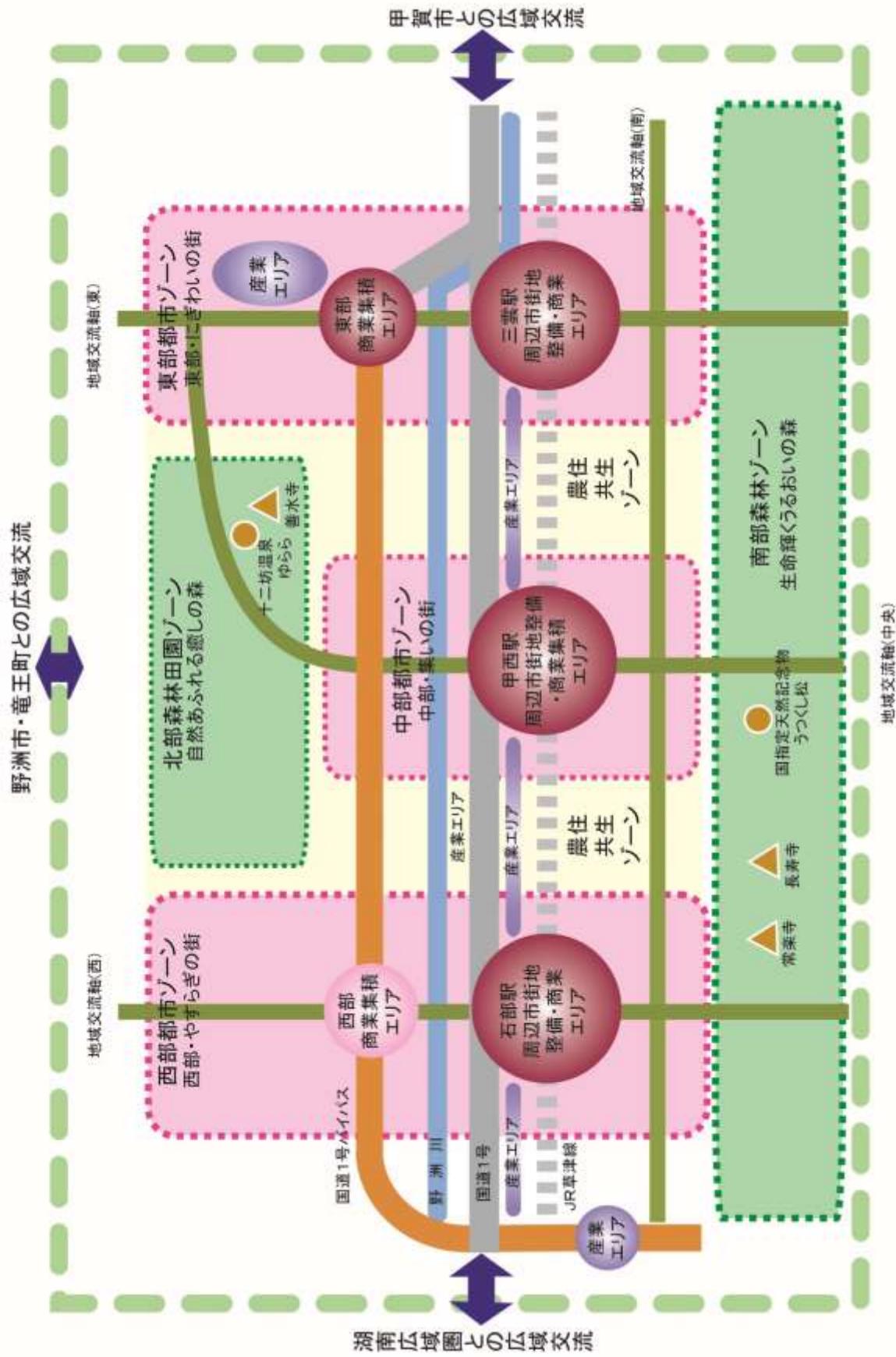
(1) 広域交流軸

国道1号バイパスの整備促進やJR草津線の複線化を進めることによって、東西広域交流軸の強化を図ります。また、地域交流軸との結節点における拠点創出の実現を図り、熟度に応じて都市計画の適切な見直しを進めます。

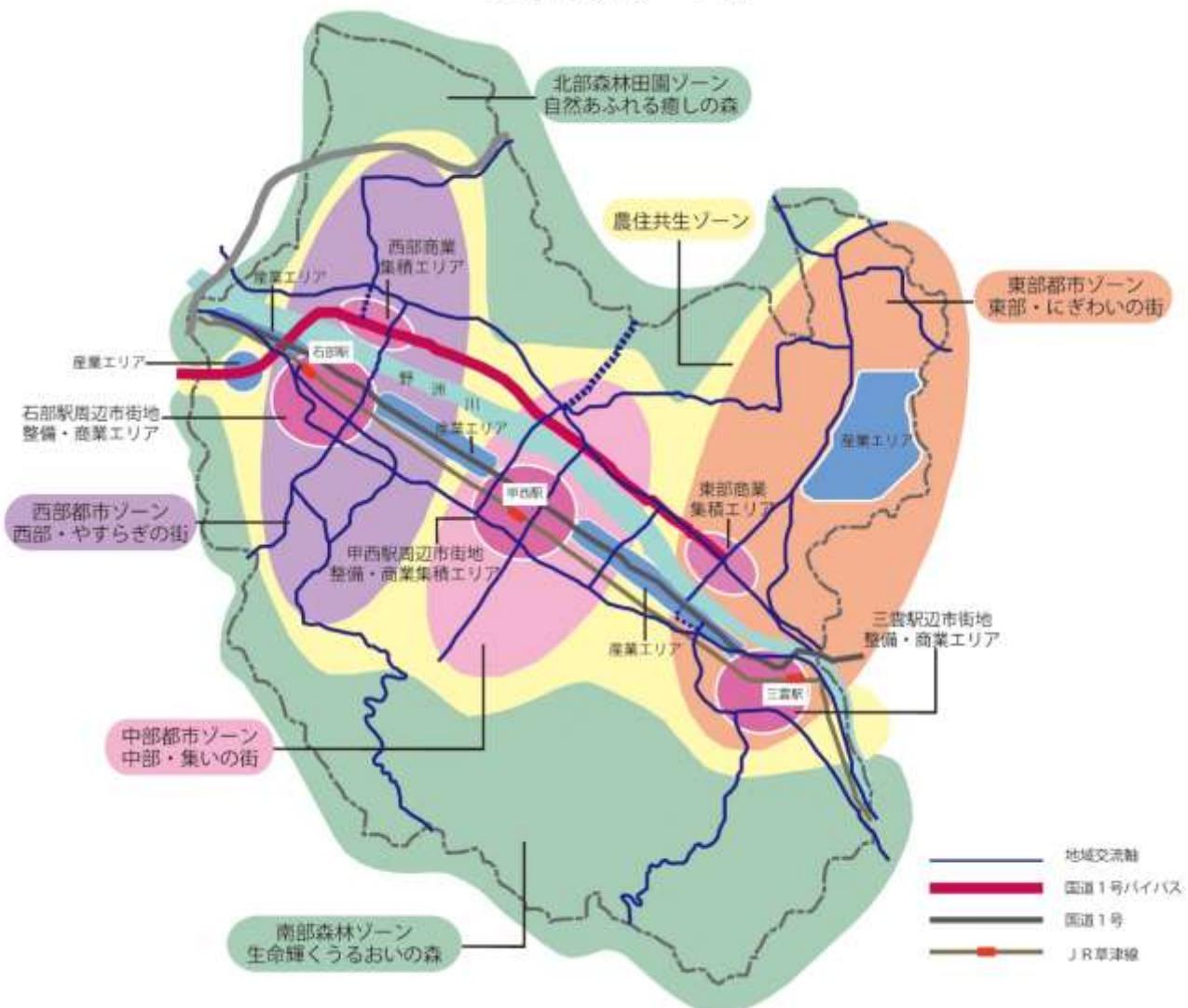
(2) 地域交流軸

南北および東西地域交流軸の整備によって地区間の交流機能の強化、特に各市街地および住宅地と石部駅、甲西駅、三雲駅各駅間の交流軸の強化を図ります。

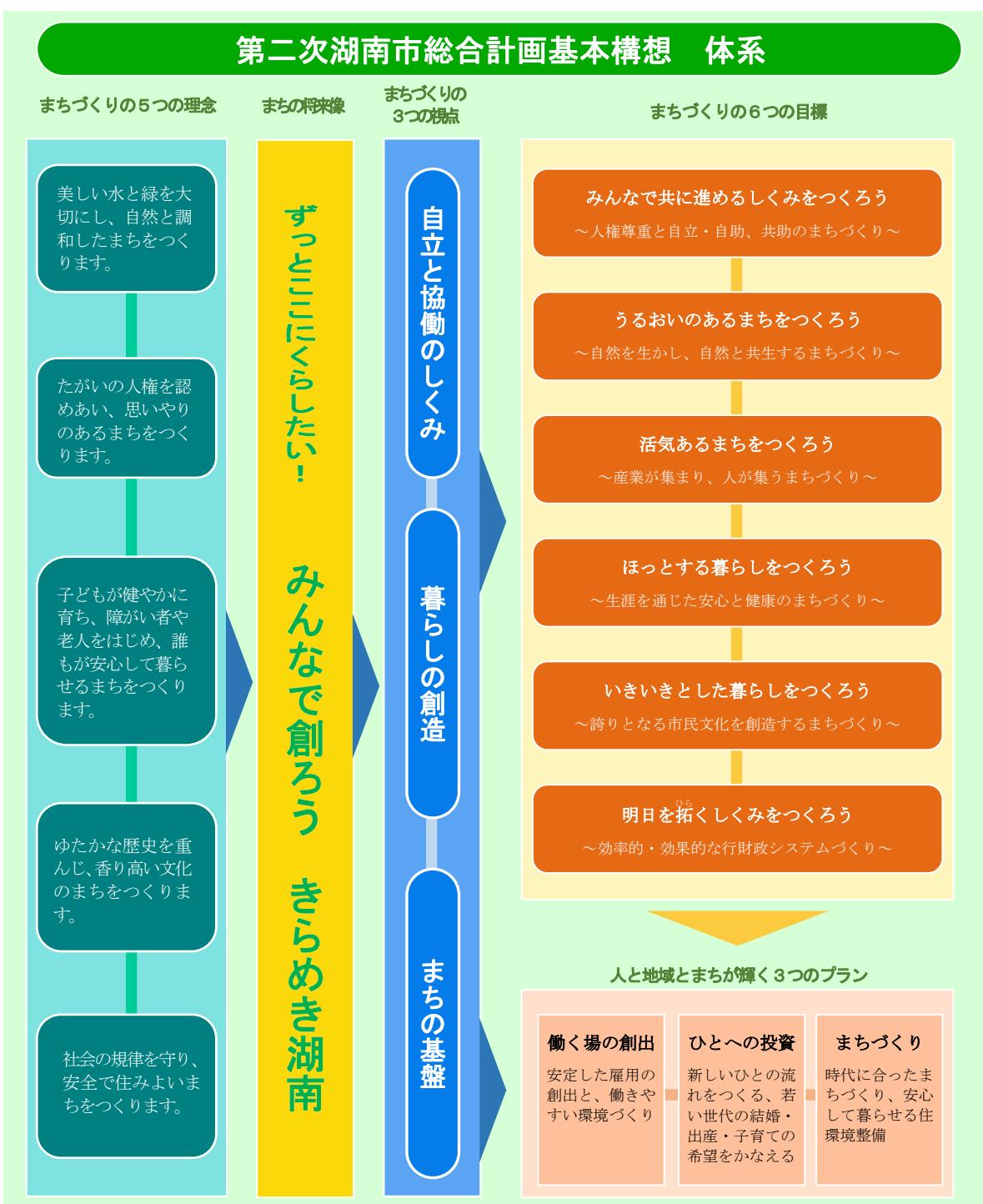
みんなでつくる将来のまちの姿



土地利用イメージ図



第二次湖南市総合計画基本構想 体系



「基本構想」を進めるにあたって 広域連携の将来像の考え方

モータリゼーション¹の発展に伴い、市民の活動範囲は格段に広がっています。それと歩調を合わせるように地方分権が進む中、広域的な行政課題を効率的かつ効果的に解決する新しい手法が求められています。

本構想では、湖南市内の将来構想にとどまらず、周辺地域との連携交流の将来像を示すこととします。

■ 広域連携の姿

我が国の地方自治制度は、都道府県と市区町村の2層制を採用しています。基礎的自治体である市町村は、住民に最も身近な総合行政を担う自治体として存在し、湖南市もその一つです。湖南市は、約70km²の広さに約55,000人が居住していますが、その周囲にも同様に基盤的自治体が存在しています。

これから時代には、湖南市単独ですべての行政サービスを担うことがより難しくなると予想され、市民の活動範囲の広域化と相まって、広域的な連携を進めていく必要があります。

ここでは、将来に向けて湖南市が考えるべき3つの広域連携像を提示し、市民の間での議論を促したいと思います。

(1) 甲賀市との連携

甲賀市は、湖南市の東から南に隣接する基礎的自治体で、人口が約93,000人、面積は約482km²です。甲賀市との間には、旧甲賀郡時代から広域行政が行われており、消防、清掃（し尿・ごみ）、徴税などの事務を担う「甲賀広域行政組合」と、地域の中核病院である甲賀病院を共同運営する「公立甲賀病院組合」の2つの一部事務組合を設置しています。旧甲賀郡域の行政官庁は甲賀市水口町に集中（裁判所、税務署、警察署、県事務所等）する一方、経済的なつながりもあります（甲賀農業協同組合、滋賀中央森林組合、甲賀湖南農業共済組合、水口ライオンズクラブ、水口ロータリークラブ、水口青年会議所、甲賀広域勤労者互助会等）。甲賀市と湖南市は野洲川の上下流の関係となり、JR草津線の複線化という共通目標を持っています。湖南市と甲賀市では約15万人の勢力圏となり、これまでのような一部事務組合については共同経営の役割分担の明確化が求められます。

¹ モータリゼーション…自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

(2) 竜王町との連携、野洲市との連携

蒲生郡竜王町は、湖南市の北に隣接する基礎的自治体で、人口が約 13,000 人、面積は約 45 km²です。湖南市下田地区と竜王町山之上地区は古くから深い交流があり、近年では自動車工場が竜王町に建設され、従業員の多くが湖南市に居住するという関係もあります。また、竜王町のアグリパーク竜王をはじめ観光果樹園、三井アウトレットパークなどに湖南市民が、湖南市の下田商店街をはじめ市内商業施設に竜王町民が相互に交流しています。湖南市と竜王町は祖父川の上下流関係にあるとともに、湖南市三雲から湖南工業団地を抜けて竜王町へ至る県道 13 号線の交通量も多く、両市町は良好な関係を保ってきました。湖南市と竜王町で約 7 万人の勢力圏となり、新たな自治体のかたちが考えられます。

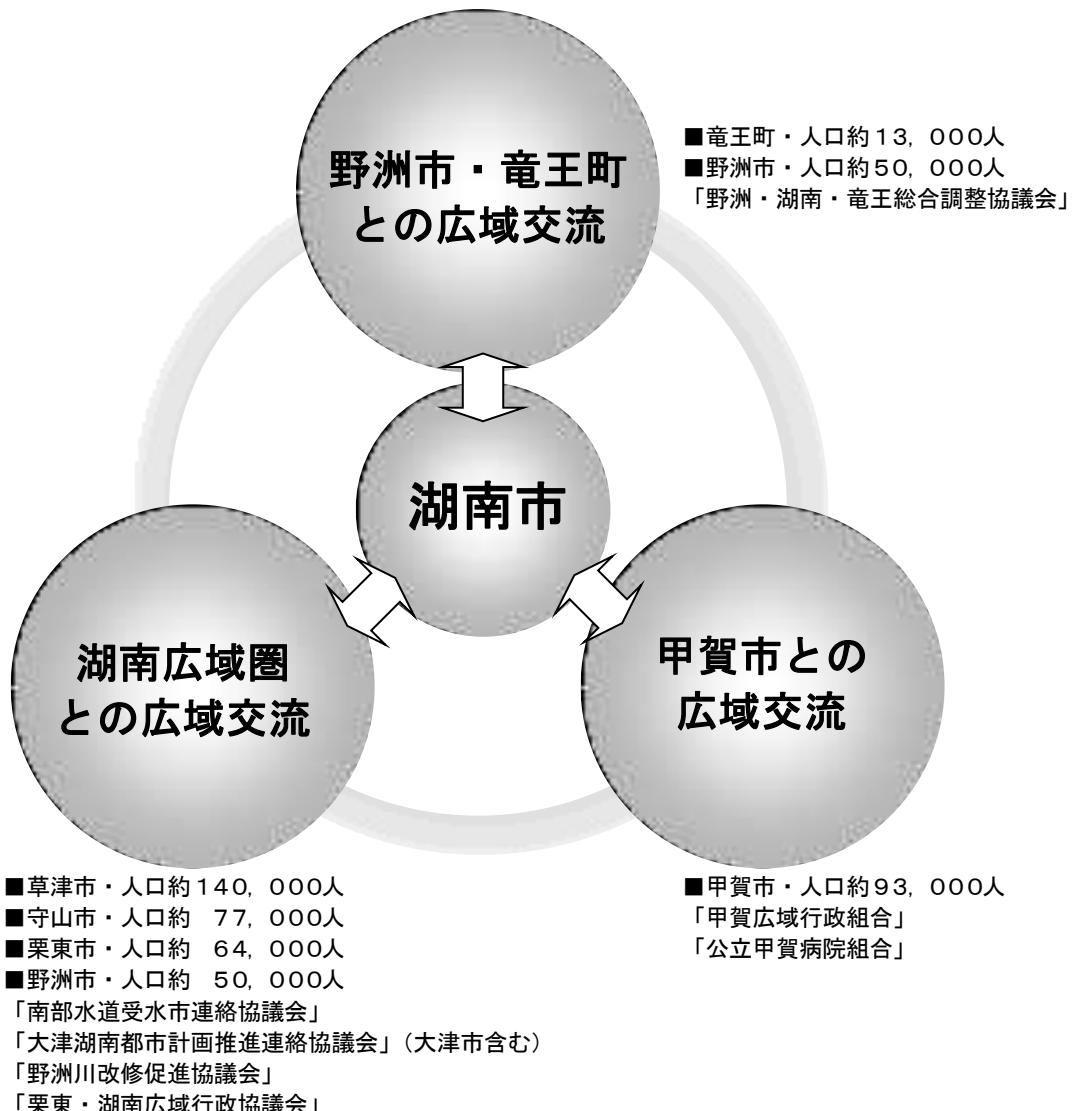
野洲市は、湖南市の北西に隣接する基礎的自治体で、人口が約 50,000 人、面積は約 61 km²です。湖南市菩提寺地区をはじめ JR 琵琶湖線野洲駅を通勤通学に利用する湖南市民が多く、湖南市と野洲市は、野洲川や大山川において上下流関係にあります。野洲市、竜王町とは「野洲・湖南・竜王総合調整協議会」を設置しており、滋賀県立希望が丘文化公園を中心とした自然都市の建設を構想することが可能です。竜王町に予定されていたリゾート開発は中止されましたが、名神高速道路竜王インターチェンジや JR 琵琶湖線、国道 1 号バイパス、国道 8 号バイパスなどを利用したこの地域の潜在力は高く、回復傾向にある製造業に支えられ、将来の少子高齢社会における福祉サービスの財源確保に有利に働きます。今後は、十二坊トンネル(仮称) や JR 琵琶湖線野洲一篠原間新駅などによる交通アクセスの向上が課題となります。2 市 1 町では約 12 万人の勢力圏となり、広域連合に発展させることが考えられます。

(3) 湖南広域との連携

湖南広域とは、草津市、守山市、栗東市および野洲市を指します。これらは、湖南市の北西から西に隣接またはその西に位置し、湖南市とは野洲川の上下流関係にあります。4 市は「湖南広域行政組合」を組織していますが、湖南市との間では、「南部水道受水市連絡協議会」を設けており、さらに大津市を加えて「大津湖南都市計画推進連絡協議会」を設置しています。また、守山市、栗東市、野洲市と湖南市の 4 市で「野洲川改修促進協議会」を組むとともに、栗東市と湖南市は「栗東・湖南広域行政協議会」を構成する関係にあり、旧東海道や国道 1 号、JR 草津線を介して密接な関係にあります。5 市の総人口は約 38 万人となり、新名神高速道路、国道 1 号バイパスや国道 8 号バイパス、JR 草津線複線化や琵琶湖線複々線化などの大きなプロジェクトが実際に動いている地域であり、広域的に連携するメリットが大きな地域でもあります。地方分権の進展に伴い、中核市に準ずる地域として、介護保険や障がい者自立支援などの福祉分野の強化、南部水道受水広域企業体の組織など、広域連合として取り組む課題は山積していると考えられます。この場合は、広域連合長を選挙で選ぶ¹など、個別自治体のしがらみにとらわれない制度的担保が必要となるでしょう。

¹ 広域連合長を選挙で選ぶ…地方自治法第二百九十五条の規定により、一部事務組合と異なり広域連合は連合長を選挙で選ぶことができます。

広域連携の概念図



※合併などによる固有名詞は現時点での表記にしています。